

産業建設常任委員会記録

令和5年9月7日

【開催日】 令和5年9月7日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時28分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	桶谷一博
公営競技事務所長	木村清次郎	公営競技事務所副所長	大下賢二
公営競技事務所主査	益富孝重	建設部長	大谷剛士
建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦	土木課長	中村景二
土木課技監	大和毅司	土木課用地係長	日高辰将
都市計画課課長補佐兼都市整備係長	立野健一郎	都市計画課主査兼管理緑地係長	金子悦美
都市計画課管理緑地係主任	松崎博	都市計画課都市整備係主任技師	一力大地
下水道課長	泉本憲之	下水道課課長補佐兼計画係長	藤本英樹
下水道課主査兼小野田水処理センター所長補佐兼山陽水処理センター所長補佐	小路弘史	下水道課管理係長	岡村厚志
下水道課管理係主任	原田尚枝	水道事業管理者	川地諭
水道局副局長	伊藤清貴	水道局次長兼施設維持課長	伊東修一
水道局次長兼工事管理課長	江本浩章	水道局総務課長	岡秀昭
水道局総務課主幹	矢田創	水道局業務課長	飯田栄二
水道局工事管理課技監	篠原智士	水道局施設維持課技監	羽根敏昭
水道局浄水課長	平野宏明	水道課浄水課主幹	山田智則

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	庶務調査係長	田中洋子
------	------	--------	------

【審査内容】

- 1 議案第52号 令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について (公営)
- 2 議案第48号 令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について (都計)
- 3 議案第56号 令和4年度山陽小野田市下水道事業決算認定について (下水)
- 4 議案第60号 山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (土木)
- 5 議案第61号 山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について (土木)
- 6 議案第62号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- 7 議案第54号 令和4年度山陽小野田市水道事業決算認定について (水道)
- 8 議案第55号 令和4年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- 9 議案第64号 令和4年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- 10 議案第65号 令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- 11 議案第63号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (水道)

午前9時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。それでは、議案第52号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

木村公営競技事務所長 それでは、議案第52号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。本日は、お手元に決算の参考資料をお配りしておりますが、資料4と5が決算ですので、千円単位が円単位までの表記になっておりますが、基本的には、5月の臨時議会で繰上充用をお願いした際の参考資料と同じであります。最初に、これらの資料を用いて、決算の全体像について、簡潔に説明し、その後、決算書に基づく御説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料1を御覧ください。こちらの資料は、令和4年度の各場の売上を集計したものであり、通常開催、ミッドナイト、重勝式の状況であります。下の合計欄が、5場全体の売上合計で、1,075億4,718万7,700円となり、対前年度比104.1%となっております。令和3年度に引き続き業界全体で1,000億円台を維持しております。このような売上状況の中、山陽場ですが、黄色で色塗りしている欄になります。まず、左端の開催日数ですが、上段が令和4年度の開催日数で135日となっております。下段が令和3年度の開催日数で112日ですので、23日の増加となっております。続きまして、山陽場の総車券売上額ですが、208億8,373万3,600円、対前年度比109.3%と伸びております。内訳では、公式投票、重勝式、専用場外は減少となったものの、電話投票における民間ポータルが121.2%と大きく伸びています。次に、表の中央やや右にあります本場入場者数ですが、こちらの数値は山陽場の本場開催に来られたお客さんの人数になります。4万599人の1日平均では700人となっております。次に、右隣、電話投票利用者数ですが、売上額同様に民間ポータルが130.5%と大きく伸びています。続きまして、この後の資料2及び資料3ですが、資料2がナイターを含めた通常開催のみで、資料3が別枠開催と呼ばれるミッドナイトレースのみを記載したものであり、それぞれ資料1の内訳となります。まず、資料2を御覧ください。これは、ナイターも含めた通常開催のみですが、山陽場は黄色の欄になります。開催日数ですが、台風接近により1日中止となり、当初予定の59日が58日の

開催となりましたが、令和3年度が52日でしたので、結果的に6日の増となりました。次に総車券売上額ですが、90億580万400円となり、対前年度比110%と伸びていますが、一日平均では、1億5,527万2,400円で、対前年度比98.7%と少し減少しております。続きまして資料3を御覧ください。これは、別枠開催のミッドナイトレースのみですが、山陽場は同じく黄色の欄になります。開催日数は、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、当初予定の81日が77日の開催となりましたが、令和3年度の60日と比べますと17日の増となっています。次に総車券売上額ですが、95億4,805万4,200円となり、対前年度比120.7%と伸びていますが、一日平均で見ますと1億2,400万700円で、対前年度比94%と減少しております。続きまして、資料4をお願いします。こちらの資料は、各種の決算数値をまとめたものになります。資料の左側に付しています番号に沿いまして御説明いたします。まず1は、令和4年度歳入歳出決算になります。歳入歳出差引不足額の9億2,208万2,301円が令和4年度末の累積赤字額となります。続きまして、2は令和4年度の単年度収支になります。歳入は1と同じく212億5,036万9,590円となります。一方、歳出には、次の3にあります、これまでの累積赤字額、つまり前年度繰上充用金が含まれていますので、この金額10億5,042万3,103円を除いた211億1,842万8,788円が歳出額になります。その結果、差し引きしまして、1億3,194万802円の単年度の黒字となりました。続きまして、3は累積の赤字額になります。1と同じ数値となりますが、こちらは、前年度からどれだけ累積赤字額が減っているのかに着目した計算になります。続きまして、4はリース料関係になります。令和4年度末のリース料の残額は、3億685万5,554円となります。なお、リース料の完済時期は、令和8年度となっています。続きまして、5は累積赤字額とリース料残額の二つの債務が前年度からどれだけ減っているのかに着目した数値になります。上記3のアと4のイを合算したものとなります。右端に付していますアルファベットAの2億865万3,802円が令和4年度の二つの

債務解消額になり、その下の12億2,893万7,855円が令和4年度末の二つの債務残額となります。続きまして、6と7は保有する二つの基金になります。6が施設改善基金、7が財政調整基金になります。6の施設改善基金を軸により多く積み立てることとしており、7の財政調整基金は、公営競技の施行者として不測の事態に備えるため2億円をめどに積み立てることとしています。両基金の増減額となりますBとCを合算した下から2行目の3億8,001万2,177円が、令和4年度に増額となった基金の総額となります。この金額に、先のA、2億865万3,802円を加えた一番下A+B+Cの金額5億8,866万5,979円が令和4年度の基金も含めた実質収支改善額になります。令和4年度につきましても、皆様の御理解をいただきながら、単年度収支におきまして黒字、さらには基金へも一定額を積み立てることができました。こうしたことも踏まえまして、実質収支改善額という表現を用いさせていただいております。資料4につきましては、以上でございます。続きまして、資料5を御覧ください。こちらの資料は、小型自動車競走事業特別会計をその性質により大きく三つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを仕分けた表になります。1は、開催に係る収支で、通常開催及びミッドナイト開催を合わせたもので、この部分が包括的民間委託に関わる収支となります。2は、開催以外に係る収支、3は重勝式に係る収支で、これら三つのグループの収支を整理し、まとめたものが表の下側になります。先ほど資料4で御説明した内容と同じものであることと、各項目にある数値はこの後の決算書にもありますので、説明は割愛させていただきます。続きまして、決算書の御説明に移ります。ただ今の説明と重複する内容もございますが、御了承いただきたいと存じます。まず、決算書の51ページをお願いします。歳入歳出決算総括表でございます。予算現額246億5,648万円に対しまして、歳入額は212億5,036万9,590円で、歳出額は221億7,245万1,891円となりました。差引き収支は、9億2,208万2,301円の赤字となりました。この不足額につきましても、令和5年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。続きまして、歳入

から御説明いたします。決算書の468、469ページをお願いします。

1款競走事業収入は全体で、212億5,036万8,504円となりました。内訳として、1項事業収入は、209億7,376万6,470円となりました。1目入場料収入の、特別席入場料収入264,500円は、新型コロナウイルス感染症が少し和らいだ3月の特別G1プレミアムカップにおいて特別観覧席を開放したことによるものです。続きまして、2目勝車投票券発売収入は、山陽の本場、それから川口場などの場間場外、サテライトでオートレースの発売をしている専用場外、及びオフィシャル並びに民間ポータルでの電話投票発売収入、更に重勝式に関わるこれら全ての発売収入を合計したもので、209億6,833万4,100円となりました。内訳は、日中・ナイター・ミッド開催に係る発売収入が186億1,829万9,100円、重勝式の発売収入が23億5,003万5,000円となりました。この数値から、恐れ入りますが、歳出の476、477ページの中段やや上に計上しています4目勝車投票券返還金8,460万500円を差し引いた、208億8,373万3,600円が、通常開催と重勝式の売上げとなります。そして、この数値が、先ほどの資料1の売上額と一致することになります。再度、歳入の468、469ページにお戻りいただきまして、3目勝車投票券発売副収入は、516万7,870円となりました。続きまして、2項事業外収入は、2億4,168万8,225円となりました。主なものは、1節雑入の場外発売事務協力収入で、2億1,988万4,913円となりました。続きまして、470、471ページをお願いします。3項財産収入は、3,491万3,809円となりました。財産収入の主なものは、1節土地建物貸付収入の施設貸付収入3,350万6,752円で、これは令和4年度に業界で初めて試みましたが、浜松借上げ開催と称し浜松市主催のミッドナイトレースを山陽場の照明施設等を利用して開催したことに伴う施設の貸付料であります。続きまして、2款の繰入金ですが、こちらは執行額はございません。続きまして、歳出の説明に移りたいと存じます。472、473ページをお願いします。

1款競走事業費は全体で、211億1,842万8,788円となりま

した。内訳として、1項総務管理費は4億3,112万1,860円となりました。そのうち、24節積立金は、備考欄に記載しています、山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金が、3億7,001万472円、小型自動車競走事業財政調整基金積立金が、1,000万1,705円となりました。なお、これら二つの基金の保有状況は、386ページをお願いします。表の中ほどやや下になります。山陽小型自動車競走場施設改善基金の現在高は、表の一番右端になり、15億249万1,885円となりました。その下、小型自動車競走事業財政調整基金の現在高は、1億8,739万5,365円となりました。再度、472、473ページにお戻りいただきまして、2項事業費は、206億8,730万6,928円となりました。内訳として、1目事業費は、50億7,809万3,776円となりました。続きまして、11節役務費3,668万3,261円の主なものは、競走車運搬費の3,372万1,549円となっています。続きまして、474、475ページをお願いします。12節委託料は、39億5,026万6,814円となりました。主なものとして、備考欄の上から二つ目の発売業務委託料は重勝式発売に関わるもので、2億8,471万1,218円、その下、競走会業務委託料は、4億5,226万7,165円、次の包括的民間委託料は、7億1,624万2,785円となりました。なお、この包括委託料につきましては、令和4年度からの新契約において、令和3年度まで別契約となっておりました、CS放送業務等委託料と選手宿舍管理委託料を含んだものとなっております。次に二つ下のインターネット投票業務委託料は民間ポータルサイトの投票売上げが伸びており、19億7,920万1,320円となりました。その下、場外発売運営委託料は、8,718万9,345円で、これは山陽場が管理施行となっています専用場外オートレース宇部、オートレース笠岡、オートレース山陽の発売業務委託料であります。次の場間場外発売委託料は、3億6,770万973円で、本市主催レースの場外発売を他場にお問い合わせの際の委託料であります。この二つの場外発売関係を令和4年度の決算より、分かりやすくするため分けて表示しております。続きまして、13節使用料及び

賃借料1億2,234万9,272円の主なものは、8車8枠システムのリース料で、7,671万3,000円となりました。続きまして、18節負担金補助及び交付金は、9億6,414万2,849円となりました。主なものとして、JKA交付金は、4億633万6,938円となりました。二つ下の特別拠出金ですが、これは、全国小型自動車競走施行者協議会に、重勝式当たるんですの売上から拠出するもので、2億1,667万8,747円となりました。一番下のオートレース振興協会負担金は、1億7,756万9,498円となりました。続きまして、一番下の行、2目賞典費は、選手賞金等で、8億8,238万4,032円となりました。続きまして、476、477ページをお願いします。3目勝車投票券払戻金は、146億1,178万9,570円となりました。内訳は備考欄のとおり、上段の日中・ナイター・ミッド開催に関わる払戻金が129億8,087万4,270円、下段の重勝式に関わる払戻金が16億3,091万5,300円となりました。続きまして、4目勝車投票券返還金は、8,460万500円となりました。内訳は同じく備考欄のとおり、上段の日中・ナイター・ミッド開催に関わる返還金が6,444万4,500円、下段の重勝式に関わる返還金が2,015万6,000円となりました。返還金が発生した主なレースは、5月22日第6レースの落車事故が約970万円ぐらい、9月18日第7レース以降の台風接近等々で約120万円ぐらい、10月9日第10レースの落車事故で約2,720万円ぐらいになりますが、それによる競走不成立などが挙げられます。続きまして、6目施設改善費1,543万9,050円は全額、地域公益事業になります。地域公益事業の詳細は、恐れ入ります。別冊の決算に係る実績報告書の52ページをお願いします。表の下段になりますが、令和4年度は、地域交流センター和式トイレ洋式化事業をはじめ、全12事業を実施しています。内容は、ここにありますので割愛させていただきます。続きまして、2款公債費と3款予備費は執行額はございません。最後に、4款前年度繰上充用金ですが、これは、令和3年度末の累積赤字であります10億5,402万3,103円となります。以上で、歳出合計は、221億7,2

45万1,891円となりました。以上で、決算関係の御説明を終了します。引き続き、職員一丸となり、全力で事業に取り組んでまいり所存でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。大変詳しい説明でしたけれども、まずは決算書から入っていきましょう。468、469ページの歳入、競走事業収入について質疑はありますか。

森山喜久委員 469ページの入場料収入について、先ほど説明がありました特別席の入場料収入が26万4,500円という話だったんですけど、これは3月の特別G1で開けたと説明があったんですが、実際に何人入られたか分かりますか。

木村公営競技事務所長 そのときは5日間の開催をしておりますが、入場者数合計で529人でございます。それに500円という形になりますので、26万4,500円ということです。1日平均100人ちょっとという形になろうかと思えます。

恒松恵子委員 毎年言われておりますけれども、事業収入のうちの払戻しの時効収入でございますが、期間内に払い戻していただけるための努力はどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

大下公営競技事務所副所長 以前からずっと御指摘を受けております時効収入については、60日間有効であるというのは、もちろん出走表にも記載しておりますし、場内テロップあるいは場内での放送でお客様には周知させていただいております。以前もお答えしたと思えますが、例えば、本場、あるいは川口、伊勢崎、浜松、飯塚場などの場間場外に来られるお客さんがかなり減っておりますので、紙媒体の車券で買われるお客さんが減っています。時効収入についても、例えば、民間ポータルやオフィシャルのインターネット投票で買われた方については、的中して、す

ぐ口座に払戻金が入金されますので時効は発生しません。したがって、実際にレース場に足を運ばれて来られるお客さんが減っておりますので、この時効収入についても、以前の半分以下という状況になっています。

矢田松夫委員 入場料の収入の関係で質問します。特別観覧席以外で、26万4,000円を全体の270万円から26万4,000円を引くと、かなりの収入の差が出るんです。特別観覧席以外の収入というかね。それともう一つは、どのようにして入場者数のカウントをされるのか。有料席は、カウントの方法があるんですか。入場料は無料ですよ。

大下公営競技事務所副所長 4階の特別観覧席以外には入場料を頂いている席はございません。基本的には、入場無料でございます。お客さんの数をどうやってカウントしているかという、特別観覧席でどの席がよろしいですかと、切符を並べて位置を示して、お客さんの好まれる席を取っていただき、なくなった枚数によって入場者をカウントしているということでございます。

木村公営競技事務所長 ひょっとしたら表現がどう聞こえたかが分からなかったもので、もう一度だけ言います。特席は500円必要で、特席以外は料金が発生しませんよということです。

藤岡修美委員長 470、471ページで質疑はありますか。

森山喜久委員 浜松場に貸したところについて、もう一度説明をお願いします。

大下公営競技事務所副所長 これは業界初の試みで、山陽場において他市の主催レースを行ったということでございます。これについては、浜松市の主催で合計8日間ほど行いました。その時に浜松市から頂いた施設貸付料が、決算で計上されているという状況でございます。

矢田松夫委員 先ほど夜間ライトを貸し付けたと言ったけど、そういう具体的なことを言わないと分らんよね。最後の施設貸付収入は、具体的に何をどのようにしたのか。

大下公営競技事務所副所長 主には、ミッドナイトレースの開催でございますので、お客さんはいないのですが、県警職員がいますので、スタンド棟を貸したという形にしております。当然、選手がおりますので、管理地区の宿舎も貸し付けたということでございます。

森山喜久委員 施設を貸し付けたということで、実際にレースに係る費用はどういう形でしょうか。

大下公営競技事務所副所長 浜松市の主催レースでございますので、勝車投票券発売収入については、浜松市の収入になりますし、それに対応する費用、例えば、選手の賞金あるいはミッドナイトレースでございますので、民間ポータルの委託料等々は、全て浜松市がお支払いしたという形でございます。

中村博行委員 浜松の件ですけれども、競走そのものに関わる競走会の職員も、浜松からいらっしゃったということでしょうか。

大下公営競技事務所副所長 説明不足もございました。大変申し訳ありません。競走の実施業務は、浜松市と西日本小型自動車競走会で委託契約を結んで8日間競走で実施したのですが、3名から4名程度、東日本小型自動車競走会の職員が来られたと聞いています。

矢田松夫委員 所場代が浜松から入ったというけど、業界初の試みで、今度、山陽がよそに行った場合、所場代を払わないといけんということもあり得るということやね。そういうことをしなかったら別よ。相互の信頼関

係があるから、してもらったら、してあげないといけん。そういうことも今後予想されるということですか。

木村公営競技事務所長　まず、浜松市の借上開催は、浜松はナイター施設等々を持っていないです。各場の開催スケジュールがありますが、他の場は日中やったり、ナイターをやったり、ミッドナイトをして、どうにか売上げを上げているんですが、浜松市はそれがなくて、アーリーレースということで早い時間帯をやっているんです。ただ、売上げがどうかというところもありますので、浜松市としては、ミッドナイトがもし売れるということであれば、山陽オートをお借りして、一旦、利益は当然浜松が取りますが、その中から貸付料という形で、山陽に払いますので、開催させていただきませんかというような形です。今後、私も含めまして、ほかの場が大きな施設改修に入ったときに、レースができないときがございます。そのときに全く収入がないというのは非常に厳しいと考えられますので、今回この試みをやって、場間同士でどうにか開催することが可能ならば、今後こういうのを使っていこうという話で、未定ではございますが、次年度以降ももしかしたら浜松が御要望を出されて、浜松開催でミッドナイトをするようになるかもしれません。

森山喜久委員　資料3に飛びますね。別枠開催で山陽（ミッドナイト）と書いてある資料がありますよね。通常開催とミッドナイトとありますよね。浜松でアーリーレース・ミッドナイトと書かれているミッドナイトが、山陽で開催したものと理解してよろしいですか。

大下公営競技事務所副所長　おっしゃるとおり、浜松市の欄にアーリーレース・ミッドナイトレースと入っています。一番下から2番目の説明書きのところに、「浜松市営山陽ミッドナイトの売上は浜松に含む」とございます。この資料については、8日間行った浜松市の借上開催については、浜松市のほうに数字が入っているということでございます。

恒松恵子委員 他場のことで恐縮ですが、例えば、ミッドナイトの売上げがよ
かった場合、浜松市がミッドナイトの照明を導入することもあり得ると。
判断が難しいと思うんですが、その際にはその収入はなくなるというこ
とになるんですか。

桶谷経済部長 浜松市につきましては、都市計画法上の制限がかかっている、
高い照明が立てられないという事情がございます。

森山喜久委員 471ページに戻ります。471ページにレース映像利用料収
入とあるんですけど、この説明をお願いしていいですか。

大下公営競技事務所副所長 これにつきましては、ある1社の民間ポータルが
レース映像を加工して使用したいということで、1日当たり1万9,0
00円でレース映像をお貸しして手数料を頂いている状況でございます。

森山喜久委員 であれば、山陽オートで使っているレースの映像を民間ポータ
ル1社だけが使っていると。それ以外のところは、自社でやっていると
いう理解でいいでしょうか。

大下公営競技事務所副所長 そういうことでございます。

藤岡修美委員長 歳出について、472、473ページについて質疑はありま
すか。

森山喜久委員 総務管理費の旅費で、不用額が130万円出ているんですが、
何か理由があるんですか。

大下公営競技事務所副所長 旅費でございますけども、5場のうち3場は関東
にございます。また、関係機関が全て東京にあるということで、どうし
ても対面で会議をしないといけないときは上京している状況でございま

す。あるいは他場で会議がある場合は、そちらに出張で出向いております。以前は、かなり旅費もかさんでございましたけれども、特に私たち山陽小野田市と飯塚市が働きかけて、できる範囲でいいので、ウェブ会議ができないかということで、会議のレベルはいろいろありますけども、別に対面が必要ではない頻繁に行われる会議については、極力ウェブにさせていただいて節減に努めております。業界内で緊急に集まって、対面で会議をしないといけない、あるいは決め事をしないといけないことがありますので、不測の事態を踏まえて、200万円ほど予算は組んでいますけど、節減には努めています。

森山喜久委員 使っていないことを責めているわけではなくて、必要な分を無理に節減し過ぎたんじゃないかという懸念です。コロナ禍も関係しているんでしょうけど、その辺の説明をお願いします。

木村公営競技事務所長 先ほど、副所長が申したとおりですけども、不測の事態があってはいけないので、多めの予算で組んでおりますが、令和4年度の決算につきましては、コロナ禍の影響がありまして、ウェブ会議の回数を増やしたというようなところが主な要因であります。

森山喜久委員 事業費の10節需用費の不用額が多いですが、この説明をお願いしていいですか。

大下公営競技事務所副所長 この不用額については、主には燃料費でございます。これはどうしてかと申し上げますと、昨年度、当初予算をつくる段階では、令和4年度の包括的民間委託契約の交渉中でありまして、主に、ナイター開催あるいはミッドナイト開催で使用する照明用の発電機の燃料費をどちらで負担するかという協議中でありましたので、当初予算には計上させていただいたということです。実際に契約が合意に至って、ミッドナイト開催についても包括でやることになり、株式会社JPFが燃料費も運営費で負担するというので、こういった不用額が出

ているということでございます。

森山喜久委員 であれば、11節役務費も同様ということになりますか。

大下公営競技事務所副所長 ナイター開催あるいはミッドナイト開催につきましては、消音マフラーが必要でございますので、これについても、先ほどの燃料費と同様で、予算作成時にどちらで購入するかという協議中でありましたので、予算に計上させていただいたのですが、こちらも株式会社JPFが運営費で負担するという事になったので、こういった不用額が出たということでございます。

恒松恵子委員 関連しますけれども、需用費のうち消耗品費もかなり減額されております。前年度と600万円違うんですが、これにつきましても、株式会社JPFが負担されたということよろしいですか。

大下公営競技事務所副所長 先ほど申しあげました消音マフラーでございます。

中島好人委員 積立金の関係ですけれども、このたびは施設改善基金として3億7,000万円、先ほどの説明で、合計15億円という説明でした。前回、現地を視察させていただきました中で、走路が大分傷んでいるところとか観客席の改善の状況等を説明されましたけれども、全体の整備計画や積立てとの関係について、御説明いただければと思います。

木村公営競技事務所長 いわゆる、スタンド等の施設全体も含めての整備計画がどうであるかということではありますが、以前より御回答させていただいておりますが、一つ一つの施設、設備機器とかそういったものが老朽化によって抱えている問題がたくさんありますので、それを洗い出ししているところであります。今後は、本来の山陽オートレース場のお客さんの状況、売上げの状況を踏まえて、あるべき姿、山陽オートレース場としてはこのぐらいの規模でいいのではないかというようなものを改め

てコンサル等に提案していただいて、今後ある程度の道筋を立てていこうかなと思っております。積立てとの関係ですけれども、金額の概算の話になってくると、どうしても何十億円ということが出てきます。ですから、今の施設自体も今後、数年進んでいくまでの維持管理費も当然必要ですし、あと新たに建てるものを考えていくと、まだまだ倍以上積み立てていかなくてはいけないのかなと思っております。予算的な概算も含めまして、今後、コンサル等々に提案していただければ、全体の概算額も出てくるのかなと思っております。

中村博行委員 下から2番目の競走車運搬費ですが、前から申し上げているんですけれども、本来、今の競走車になったときには規格車ということでシェアになって、皆同じ状況で、やがてボートのように、道具箱一つで選手が移動できるかなという期待もあったんですけれども、それが全く、いろいろな事情があったと思うんですけれども、特に競走車だけの運搬ではなくて、ロッカーなんかに行ってみたら、タイヤから大きな箱から、すごく苦勞されているような状況なんですよね、御承知かと思えますけれども。そういったものを改善するためにも、競走車運搬費をもっと考えられて、選手が身軽に移動でき、各場にそれなりのものを設けるといような形にすれば、どんどん改善していけば、そういったことも、職員、担当の人たちの労力も防げるんじゃないかと思うんですけれど、その辺のことはまだ俎上にのってないということですか。

木村公営競技事務所長 以前より、運搬費等々につきましては、御指摘いただいておりますが、言われましたとおり、競艇と違って、オートレースは身長の高い低いが選手の中でも相当ありますし、バイクにまたがったときにハンドルに対して手の届く範囲とか、足をかける位置とかの個人の差が非常にありまして、そこを統一した車両がなかなかできないというような話をお聞きしております。ですから、それに伴う工具とか個人が着るスーツとか、ヘルメットも全て大きな箱に皆詰めて、タイヤも自分が購入されたものをわざわざ一緒に送るといようなことがあります。

こちらの分につきましては、もしかしたら選手の中でも、これを改善したいというような話も出ているかもしれませんが、選手にも今のこういう状況はどうか、非常に大変じゃないかというような話も聞いてみたいと思います。

恒松恵子委員 一番下の銀行業務手数料ですけれども、どのような手数料になるのか。また、近年、両替手数料とか入金手数料とか金融機関の手数料がどんどん高額化、発生するようになりましたが、その辺りは緩和されているのか、今後、削減できるものはどのように節約していくのか教えてください。

大下公営競技事務所副所長 銀行業務手数料につきましては、指定金融機関から選手の賞金をレース場に輸送するための手数料でございます。通常開催につきましては、選手に最終日の賞金が確定した段階で、全部手渡ししています。ミッドナイトについては、時間的な事情もありますので、概算5万円をお渡しして、残りは銀行振込させていただいています。いずれにしろ現金をレース場に輸送しておりますので、年間この程度の経費が掛かっております。全部振込みにしていただければ、これは削減できますから、その分、福利厚生費などに充てることができますと選手会にお話させていただいているのですが、選手個人の御事情もあるようでございますので、全部振り込みをするというのは難しいようでございます。今後、削減するよう極力努力していきたいと思っています。

恒松恵子委員 手渡しというのに、ちょっと驚いたんですけれども、選手が御希望されているということですのでよろしいですね。

大下公営競技事務所副所長 選手の年齢層によって違うみたいですが。比較的年配の選手は現金がいいと、私たちも聞いていますし、若い選手はこういった時代になっていますので、カード決済には慣れていらっしゃると思いますので、銀行振込がいいというお話も聞いています。先ほど申しましたけ

ど、70名程度の山陽の所属選手がいますけども、70人全員の意見が一致するのはなかなか難しいというのがありますので、これについても選手会にお話できる範囲で、今後協議していこうと思っています。

藤岡修美委員長 474、475ページについて質疑はありますか。

森山喜久委員 12節委託料の包括的民間委託料の数字が、資料5に上がっている株式会社JPFへの包括的民間委託料の数字と異なっていると思います。先ほどCSとか、選手宿舍の管理料等を含むみたいなことも言われていたんですけど、その辺を区分的に教えていただけますか。

大下公営競技事務所副所長 今の御質問ですけども、資料5の1、開催に係る収支の包括民間委託料6億6,925万4,179円につきましては、契約書上の公式に基づいて算出した委託料でございます。さらに新しい契約から、累計である一定の金額を超えた部分の修繕料や資産が増高する備品購入した場合は、市の収益補償から負担するという契約にさせていただきましたので、修繕等の追加分については、2の開催以外に係る収支⑦の一番下のところに、包括的民間委託料（修繕料等相当分）4,698万8,606円が挙がっています。この二つを足し、決算書上の7億1,624万2,785円になるということでございます。

矢田松夫委員 今の関連ですが、昨年の決算が4億1,000万円ぐらいだよね。包括民間委託の決算が3億円ぐらい増えているわけよね。今の計算でいくと、3億何ぼの計算になってくるんかね。CSと選手の管理料の委託とか修繕料とか入っているんだけど、その3億ぽつと増えた決算になるんかね。

大下公営競技事務所副所長 今の御質問ですが、令和3年度までの旧契約と新契約の委託料の比較の問題だろうと思いますけども、令和3年度までの旧契約での包括民間委託料約は4億1,400万円程度でございます。

選手宿舎の委託料とミッドナイトのCS放送の業務委託料は、積み上げ方式で別契約にしておりました。令和3年度の包括民間委託料と、今申し上げた二つの委託料を合計しますと約6億1,500万円でございますので、比較しても1億円程度は上がったということでございます。それに加え、もちろん開催日数は増えておりますので、その分委託料も当然増えることとなります。

森山喜久委員 開催日数が増えているというのもあって、競走会業務委託料も結構上がっていますよね。7,000万円から8,000万円上がっていると思います。

大下公営競技事務所副所長 これだけ開催日数が増えていますので、競走会の皆さんにかなりの負担が掛かっていると私たちも重々承知しております。もちろん競走会の協力がなければ、これだけの開催日数をこなすことはできません。特に令和4年度においても、飯塚市と山陽小野田市の合計で約300日近いレースをしておりますので、ほぼ毎日どちらかでレースをしているという状況です。当然、競走会の体制、特に職員の体制を整えないと、これだけの開催日数をこなすというのは困難でございますが、競走会にお願いして職員体制を整えていただいて、これだけの開催日数をこなせる状況をつくっていただきましたので、競走会の委託料も当然上がることとなります。

森山喜久委員 競走会業務委託料とか包括的民間委託料の分は、開催日数含めた状況でいえば、実際増額しても仕方ないと思います。ただ、その一方で、委託料全体の不用額は結構出ていますよね。この不用額の説明をお願いします。

大下公営競技事務所副所長 御指摘ありました委託料の不用額でございますけれども、この中の売上げに連動して増減する委託料としましては、上から2番目の「当たるんです」の発売業務委託料でございます。続きまし

て、包括的民間委託料、それからインターネット委託料、場外発売委託料、場間場外発売委託料については、売上げによって増減いたしますので、予算どおりに売上げが行けば、当然、これらは不用額が限りなく少なくなりますし、売上げが予算に届かなければ、大変申し訳ないですが、不用額が出てしまうという状況になります。

藤岡修美委員長 476、477ページについて質疑はありますか。

矢田松夫委員 貸付金が1,500万円で、金額に端数もないですよ。選手会に貸し付けたと。歳入を見ると、戻してもらったのが1,500万円ですよ。この計算方法は渡し切りですか。1,500万円歳出で渡して、歳入で1,500万円戻してもらったという計算だけど、この計算方法は。選手会の助成金も200万円出しているわけよね。毎年同じような金額でやれているんだけど、そういう金額が決まっているのか。もう一つは、どのような計算方法をしているのか。この2点です。意味はわかりますか。僕も素人ですが、言っています。前々年度と比較すると、同じ金額ですよ。

桶谷経済部長 部品庫会計の貸付金1,500万円でございますが、年度の初めに貸付けをして、年度末に同額が返戻される仕組みになっています。現在、山陽ロッカーに所属している選手が、大体70名前後で推移していますが、本場開催中は、全選手が管理地区で規制のかかった中で、競走車の整備を行います。レースの開催中に場外から部品を補充することはできませんので、部品庫会計を持っており、そこで部品を購入して、競走車の整備を行う規定になっています。先ほど70名の選手が所属していると説明しましたが、70名ぐらいの選手規模ですと、他場の選手も含めて、大体年間1,500万円ぐらいの原資で部品庫会計を運営していくことができるようになっていきます。一方、選手会への助成金につきましては、売上げ等の状況を見ながら、選手会と協議して、その金額を決定していく仕組みをとっています。

恒松恵子委員 真ん中辺りの施設改善費ですけれども、一般的に考えると、施設改善の希望は市内各所にあると思うんですが、不用額がたくさん出た理由を教えてください。

大下公営競技事務所副所長 施設改善費については、全て地域公益事業でございます。地域公益事業につきましては、予算を振り分けられた担当課で入札なり契約をされていますが、主な原因は、いわゆる落札減に伴う不用額でございます。

中島好人委員 同じ項の地域公益事業費ですけれども、1,500万円の根拠、要するに、収益がこのたびが1億3,100万円から200万円あるわけですけど、その中の何パーセントとか、根拠はあるんでしょうか。

桶谷経済部長 特に数値的な根拠はございません。やはり公営競技を行う使命としましては、社会貢献、地域に還元していくことが非常に重要になってまいります。金額につきましては、企画サイドと協議をする中で、毎年金額を決定している状況でございます。

恒松恵子委員 先ほど、入札減の説明を受けましたが、担当課、企画の要望は、ほぼかなっていると判断してよろしいでしょうか。

大下公営競技事務所副所長 これについては、当初の予定どおりのものは全部執行されています。

森山喜久委員 仮にという話で申し訳ないけど、地域公益事業は、大体例年2,000万円程度予算をみていらっしゃるのかなと思うんですけれども、例えば、市から要望額が2,500万円とか3,000万円に増えるときは対応する方針でしょうか。それとも、2,000万円程度という話でしょうか。

古川副市長 地域貢献の金額の支出につきましては、基本的には、公営競技は一般会計へ繰り出すということが前提で行っております。しかしながら、山陽オートレースは、そういうような状況にないということで、ずっと停滞しておったところでございますが、最近において、単年度収支が黒字ということで、このような金額を出していただいております。これにつきましては、決算上、黒字でございますが、スタンドの改修等々もございまして、その辺の状況も見ながら、また、売上げの状況も見ながら、できる限り一般会計への繰り出しについては、お願いしていきたいと思っております。公営競技にも頑張ってください、少しでも出せるような経営状況に持って行っていただきたい。したがって、金額がどのくらいというのは申せませんが、売上げの状況、収支の状況について、今後、一般会計と小型自動車競走事業特別会計で協議していきたいと考えます。

藤岡修美委員長 478、479ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）481ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）換気のために、ここで10分休憩したいと思います。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。資料のほうの審査に入ります。資料1、全開催の集計表です。他場との比較も分かると思います。

中岡英二副委員長 お伺いしますが、重勝式に関することです。電話投票の売上げ自体は、かなり伸びています。9.9%増加しております。その内訳の中で、重勝式に関しては、22.4%減少しております。他市場を

見ても、この重勝式を扱っているのは、資料の中では伊勢崎と山陽オートレース場だけですが、この重勝式に関して、これからどのように取り組んでいくのか、少し気になりますのでお聞きします。

木村公営競技事務所長 御質問がありました重勝式、山陽場でやっているのが「当たるんです」というものでございます。これも今までの経緯で言いますと、平成28年に始まった頃に年間で5,400万円から500万円ぐらいしか売れてなかったです。それから、1億円になり、15億円になり、30億円になり、45億円になって、また、30億円になって、今年は23億円ぐらいとなっています。これもちょっと一時的にマンネリ化してきているのかなというお話もありましたので、令和5年1月だったかと思えますけど、今までは四重勝単勝式の一つだけだったんです。それに、一口の口数の料金が違う設定をしておったんですけども、その分を少し変えまして、二つ連続で当たる2重勝、三つ連続で当たる3重勝、四つ連続で当たる4重勝ということで、そちらのほうに移行して、令和5年1月より発売を開始したところでありまして。その分につきまして、最初、売上げがどうかと思ってはいたんですが、いわゆるスマホユーザーが多いですので、そのアプリの開発がやっと終わりました、それぞれのスマホで購入できるような形が整備されました。それがあって、今進んでおるんですけども、そうは言っても、まだ売上げが急激に伸びているかと言ったら、そういうわけではないですけど、その2、3、4をすることによって、いろいろな他場のレースに「当たるんです」を充てていく形ができました。発売していくということができましたので、そのレース数の増でどうにか売上げを伸ばしていこうというものがあります。レース数の増と、あとはそういうアプリ開発、これを今から周知徹底していくということで売上げを伸ばせたらと思っております。

矢田松夫委員 僕は時々行くんですけど、本場の入場者数、これ1日平均700人。これは土日もカウントするんですか。実際に700人おるかね。平均が300、400人ぐらいと思うんですけどね。

大下公営競技事務所副所長 入場口にセンサー式のカウンターがありますので、お客さんが通過したときにカウントをきちんとしております。ただ、今おっしゃいましたけども、1レースから最終レースまで、ずっと丸1日お客さんが実際どれぐらいいらっしゃるかというのは、把握するのは非常に難しいのですが、今後、施設改修のこともありますので、本当に丸1日いらっしゃる滞留人数といいますか、そういったお客さんの数も、今後調査する機会があれば、してみたいと思っています。

矢田松夫委員 1日の入場者数は新聞報道で出るわけね。だけど、この人数と開きがあるわけね。それは、どういう誤差があるんやろうか。

木村公営競技事務所長 スポーツ新聞等に出ている入場者数というのは、ひょっとしたら利用者数かもしれないです。入場者数のこともあるかもしれないですし、ネット投票で繰り返して購入された方々の累計の数のような表記の場合もありますので、そのものを見ていなくて申し訳ないです。

矢田松夫委員 1日の入場者数というのは、新聞のほうが少ないわけやね。この数字が700人とかね。去年が701人やったわけね。去年と比較したら1人しか増えていない。去年701人で、今年が700人で、数字が出ているんだけど、たった1人よね。どういうふうにカウントするかと聞いたら、センサーでカウントするという事だからいいんだけど、数字に開きがあるから質問しただけ。別にこれについて、どうのこうのじゃないんですよ。

木村公営競技事務所長 もしかしたら新聞の原稿の締切りのタイミングもあろうかと思っておりますので、少し早めの数字かもしれないです。JKAが取っているのは、夕方3時なんですけど、そちらのところで最終的な数字ということになっております。

中岡英二副委員長 入場者数の関連で、平成30年1,331人と、令和4年は700人と約半分以下になっておりますよね。スタンド改修の必要性というか、耐震化をされると思うんですけど、私どもも隅から隅まで見せていただきまして、かなり難しい工事になるということは分かります。先ほどちょっと触れられましたけども、スタンド自体も規模を縮小した上で改修というのを考えられたらどうかなという気がしたんですが、この数字を見て、その辺教えてください。

木村公営競技事務所長 委員が言われるとおりでございます。この前、御覧になっていただいたかと思えますけども、それと先ほどの矢田委員の指摘もあります。人数的なものから考えると、今の山陽場はかなり過大施設といえますか、過剰な施設になっているのは明らかでございます。3分の2ぐらいスタンドを使っていないと思えますので、この分につきましては、今後、その辺を調査していく中で、現実に見合った施設の大きさというものは、当然考えていきたいと思えます。

矢田松夫委員 「当たるんです」を含めて、面白いレースも必要と思うけど、やっぱり平均の購買額というのが、去年より下がっているわけよね。ですから、長くいて、長く買ってもらおうというか、レースの投票以外で、何か趣向を凝らしたことはあるんですか。売店が減ったとか、マイナス面が多いよね。椅子は全部バリケードして、コロナ禍だから座るなどいながら、皆座っているんだけど。そういうこともあったんだけど、レース場に長くいてもらう努力というか、変わったことはあったんですか。それがないから、1日の売上げが少なくなるというのもあるんですよ。

木村公営競技事務所長 ファンにどうにか長い間いていただきたいという思いはあります。それが今の包括でお願いをしておりますファンサービスの一環で、その中に、例えば、車券購入されたとか、それが外れてしまっても、買われた外れ券を持って来ていただければ、次なるコロコロチャンスというのがあるんですけど、サイコロを転がしていただくとか、何

か別の商品に変えるとかいうようなものを工夫しながら、お客さんをどうにかとどめていただくような、そういった催物は、毎回させていただいているところでございます。

中島好人委員 先ほどの「当たるんです」の説明ですけども、できたときは5,000万円、1億円、そして、現在は23億円とかなり増えてきている状況があるわけですけども、その説明の中で、スマートフォン等でも購入できる状況の中で、スマートフォンでぽんぽんと参加するとなると、未成年等もそういう可能性というのはあるわけですけども、そういった点へのセキュリティというか、配慮というか、その辺の対策はどのようになっているか、お尋ねします。

木村公営競技事務所長 御指摘の重勝式に関わるものですが、たしかにスマートフォンで購入というのが主流になっていると思います。重勝式に限らず、通常の賭け式のときもそうですけども、いわゆるポータルサイトを登録して、そこから課金していくといいますか、お金が引かれるわけですから、それに登録するまでの間に個人の本人認証というのが必ずございます。それと口座にひもづけという形がありますので、そこで年齢的な判定ができていますと理解しております。

藤岡修美委員長 ほかに資料1、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）資料2、通常開催の集計表です。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）資料3、ミッドナイトの集計表です。

中村博行委員 ミッドナイトですけども、日数が多いということで売上げが当然上がってくるわけですけども、1日では90%台ということで、このミッドナイトレースはもう定着したという考え方でいいですか。それとも頭打ちになって不安だと判断されるのか。その辺を教えてください。

大下公営競技事務所副所長 ミッドナイトにつきましては、令和元年度に本格

実施を始めまして、1日平均の売上げが令和元年度7,700万円、それから、令和2年度は1億1,100万円、令和3年度は1億3,100万円で、残念ながら、令和4年度は1億2,400万円となり、1日平均700万円程度落ちましたけれども、6レース若しくは9レース制で、昼間の12レースと比べて遜色がない売上げを上げています。飯塚場も同じ状況ですが、ほぼ市民権を得たといいますか、お客さんに定着してきたと思います。まだまだ伸び代はあると思っておりますが、ミッドナイトの大先輩であります競輪業界のほうが、かつては1場でミッドナイトをされていましたけれども、今は競輪も40数施行の中で、30を超える施行がミッドナイトをされています。1場でやっておられたのが、今は2場併売がもう当たり前になっています。さらに令和5年度に入ってから、3場併売という日がありまして、私たちは競輪業界と3対1という形で競争していますので、売上げ的には伸び代がやや厳しくなっているというのもあります。その辺りは、JKAなり関係機関と共有しながら、今後、どうしたら、また売上げが伸びていくかという策は、よく考えていこうと思っております。

矢田松夫委員 売上げが伸びればいいんだけど、それ以外に、ミッドナイトでLEDライトを付けることによって、近隣の住民から苦情があるか、ないのか。それからもう一つは、害虫除けに使った電球で害虫が近寄るのが一番いいんだけど、害虫が落ちて事故が発生するというものもないことはないんだけど、その二つの現状について回答をお願いします。

木村公営競技事務所長 今のナイター照明に係る光の苦情につきましては、今のところございません。それと害虫除けというものがありますが、たしかに幾らLEDとは言っても、夜中になると虫が飛んでおります。ただ、それによって、例えば、レースでタイヤを滑らせたといった事象は発生しておりません。

中村博行委員 選手のあっせんですけども、賞金が若干低いということもあっ

て、いいレースをしようと思えば、優秀な選手を呼ばなければならないというところですけども、そういった選手が、以前はあっせんを渋ったというような声を聞いたんですけど、今はそういったことはないと判断していいですか。

木村公営競技事務所長 今のところは、選手のほうは渋っているとか、そういったものはありませんし、逆に言えば、S級の選手でも、最低限、年度のうちには数回走りましようというような内部規定もあるかと思います。

藤岡修美委員長 ほかに資料3、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは資料4です。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）資料5です。

森山喜久委員 資料5ですけど、昨年までは、この資料は、通常開催とミッドナイトという形で4分割していたと思うんですよ。このたびから開催に係る収支に、通常開催及びミッドナイト開催で合算というか、一緒にされたと思うんですが、その辺の説明をお願いします。

大下公営競技事務所副所長 今の御質問ですけども、包括的民間委託でミッドナイトも令和4年度から包含する形にしましたので、数字上は通常開催とミッドナイト開催を一緒にしたということで、この開催に係る収支も合算で表現させていただいているということでございます。

中岡英二副委員長 全体的なことでお聞きしますが、こういうレースですから落車とか事故がつきものだと思うんですが、これから走路改修も含めて、そういう事故に対する補償というのは、どのように考えておられるのかお聞きします。

木村公営競技事務所長 選手の補償ということで、仮に落車事故が起きて、例えば、バイクにかかる部品の補償とかといったものは、今もございます。

それと治療費などにつきましても、施行者のほうが見るという制度はあります。それと落車事故に関係する事故防止策ということで言えば、今ちょうど走路改修をしておりますけども、その中に必ず付けなくてはいけない緩衝材というようなものがありますので、そちらのほうは今回の走路改修に合わせて、規定上のものは、全て設置させていただく予定でございます。

中岡英二副委員長 今回の関連で、選手個人に対するけがの補償とかレースの改修のときに緩衝材を付けるというのは分かるんですが、この事故自体で開催日数が少なくなるとか、そういうときの補償はあるんでしょうか。それだけの大きい事故が今までないですか。あったとすれば、どのように対処されたのかお聞きしたいんですが。

桶谷経済部長 これまで落車事故は、各場それぞれ発生しております。その中で、施行者の^{かし}瑕疵に当たるような事由によって事故が起きたというのは、私が覚えている限り記憶にはございません。また、先ほどの選手の補償の問題で追加の説明になりますけど、ミッドナイトレースの開催日数を増やすに当たりましては、やはりレースの時間帯等を思慮しますと、選手にも不安感がございますので、数年前から競走会で労災病院と契約を締結させていただいて、落車事故が発生したときは、すぐ救急車で労災病院に搬送させていただき仕組みを構築していますので、選手の皆さんには安心して走っていただける環境が整っていると考えています。

中村博行委員 個別の例でお聞きします。飯塚場であったと思うんですけども、森選手が大きな事故で何年も入院された。その間の治療費とか入院費とか、そして、その間、所得がないということで、そういった補償というのは、具体的にどうなっているんですか。

木村公営競技事務所長 こちらの補償につきましては、全日本の選手会、選手共済会というものがございます。そういったときに事故を起こして、大

きなけがになって長期休業になったときは、休業補償とか、その後、障害が出たりとかした場合につきましても、その分は規定によって定められています。その認定がどうかというようなことも、もし必要であれば、それぞれけがをされた方の分の審査もされて、補償を継続していくというような体制は取られております。

矢田松夫委員 全体的なこと、471ページの建物貸付収入の内訳をもう一回説明していただけますか。

大下公営競技事務所副所長 建物貸付収入は、場内の施設を貸している団体様から貸付収入というのを頂いています。競走会に事務棟をお貸ししていますので、競走会から貸付収入を頂いております。それから、唯一の食堂であります山陽食堂が1階のセンターホールの中で営業されていますので、山陽食堂から頂いています。それから情報協会と言いまして、予想屋なのですが、ダイヤモンド社が入場口の下のエスカレーターの手前の建物で、予想紙を販売されていらっしゃいます。その建物をお貸ししていますので、この3団体から貸付収入を頂いています。

矢田松夫委員 これは質問ではありませんけれど、先ほど言いましたように、1日のレースの中で長くいてもらうためには、飲んだり食べたりするのに食堂が必要なんですよね。この業者が、9月でほかの事業を辞められるというのが、この前、宇部日報に出ていたんですけど、この影響はないですか。食堂も一緒に辞めるとか。今後、1日の入場収入も減っていくんじゃないかと思うんですが、そういう情報はありますか。

木村公営競技事務所長 今入っていらっしゃる山陽食堂さんでありますけども、オートに関係するところの食堂を辞めたいというようなお話は、今のところお聞きしておりません。

森山喜久委員 第5駐車場の問題ですが、駐車場の地権者との話合いが、どう

なっているか経過報告をお願いします。

木村公営競技事務所長 こちらの駐車場の問題につきましては、以前より、これも先ほどの話じゃないですけど、過大な施設、過剰な施設の一つになっているのかなと思っております。以前は、広大な駐車場もいっぱいでしたが、それを今使用しきれていないというのがありますので、地権者にお戻ししたいという交渉はしております。これも同じような回答にはなりますけども、それぞれのところに地権者が数名いらっしゃる地権者のお話をいろいろお聞きすると、統一して皆さんがというお話になればというようなことはお聞きするんですが、個々の問題でもありますので、そのところがどうしても調整しきれないというような状況ではございます。ただ、オートレース事業としては、こういう状況なので理解していただけないでしょうかということはいい続けております。

矢田松夫委員 今の関係ですけど、維持管理は株式会社 J P F がやるわけだから、そっちに任せるんじゃないんですか。それとも事業局が対応するんですか。今までこの委員会の中では、包括の仕事は包括にやらせるからということはずっと言われてきたわけやね。それはここで話ができるんですか。

木村公営競技事務所長 今の駐車場の貸し借りにつきましては、3者の契約で、個人の方と市と包括の株式会社 J P F という、その3者での契約という形になっておりますので、それぞれ株式会社 J P F と私どもで行く場合もありますし、私たち単独で行くこともありますが、基本的には3者で行っているということです。

矢田松夫委員 既にレース場は、走路改修で休場しておりますが、今日のこの委員会の中で、今後の日程を出すべきだと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

木村公営競技事務所長 走路改修につきましては、以前も報告させていただいたかもしれませんが、8月19日以降から11月末まで約3か月半ですけれども、そちらで行うという状況になっております。

中島好人委員 収入の件で聞き漏らした点があるので、すみません。レース映像利用の関係の収入で、282万円収入が上がっていますが、先ほどの説明では、1日1万9,000円という報告がありましたけれども、映像利用の権利を得たということは、そういう映像を発信して、業者が収入も得るんじゃないか。それで利益を得るんだったら、1万9,000円というのは妥当な額なのかどうか、その辺のところは分かりますでしょうか。

大下公営競技事務所副所長 これは山陽場だけではありません。他の4場も同じ形で契約をされています。これは業界決定事項でございますので、統一金額ということで、私たちとしては妥当な金額と解釈しています。

中村博行委員 決算ということで確認です。売上げがかなり好転してきて、基金も両方で約17億円積立てができたと思うんですけども、現在、累積赤字が9億円あると。リースのほうは平準化されたので、これは動かしようがないかと思うんですけども、そういった意味で、基金をある程度抑えて、累積赤字のほうにというようなお考えは——結局は、スタンド改修走路改修を含めてあるので、基金のほうをある程度優先するという考えでおられるんでしょうか。

桶谷経済部長 基金につきましては、二つの基金を持っています。一つが財政調整基金、もう一つが施設改善基金でございます。財政調整基金につきましては、これまでも御説明申し上げていますが、施行者として、不測の事態に備えるために2億円をめどに積立てを行っております。一方、施設改善基金につきましては、今後、大規模な施設改修を控えていますので、これらの原資として、中心的な役割を果たすのが、この施設改善基

金になろうと思っています。現在、スタンド改修につきましては、地方債の借入れも視野に入れており、これにつきましては既に県と調整をして、起債の借入れのめどが立っています。一方、管理地区のもろもろの施設、例えば、検査場であったり、選手ロッカーであったり、そうした施設改修には、現在の見込みでは起債の借入れはできないと考えていますので、そうした施設につきましては、基金を充当する手法になろうと思っています。あと幾らを目安に積み立てていくのかでございしますが、全体像の大まかな構想がまだ出来上がっていませんので、具体的に金額を御説明するには至っていません。現在のところ、できるだけ多く基金を積み立てていき、一方で、健全経営を目指していく上で、累積赤字も計画的に解消していく、この二つの両輪をうまく回していく考え方でいきます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第52号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は認定すべきものと決定いたしました。ここで職員入替えのため暫時休憩とし、11時再開といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時 再開

藤岡修美委員長 それでは、議案第48号令和4年度山陽小野田市駐車場事業

特別会計歳入歳出決算認定について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。決算書20、21ページを御覧ください。このたびの決算における歳入合計は、21ページのとおり4,027万1,935円となりました。次に22ページ、23ページを御覧ください。歳出合計は、803万6,753円となりました。よって、次のページ24ページのとおり、歳入歳出差引残額は3,223万5,182円となりました。次に歳入の内訳について、説明いたしますので、決算書の390ページ、391ページを御覧ください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料、1節駐車場使用料は1,555万7,500円で、内訳は通常使用料1,273万980円、定期駐車券255万2,000円、プリペイドカード27万円です。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、令和3年度からの繰越金2,467万2,102円です。3款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入は、自動販売機の電気代4万2,333円です。次に、歳出の内訳について説明いたしますので、392ページ、393ページを御覧ください。1款駐車場事業費、1項駐車場管理費、1目一般管理費、10節需用費120万4,101円は、駐車場内設備の電気料など光熱水費35万6,669円、駐車場区画線や街灯、トイレなどの修繕料55万6,600円などです。12節委託料の49万3,144円は、駐車場とトイレの清掃委託料31万4,944円と駐車場奥の未舗装部の草刈等委託料17万8,200円です。13節使用料及び賃借料558万6,219円は、自動発券機、精算機等の機械器具借上料554万4,000円などです。26節公課費59万5,800円は消費税及び地方消費税です。次に、配布資料の「厚狭駅南口駐車場の利用状況について」を御覧ください。使用台数及び稼働率についてですが、令和4年度の駐車場利用台数は4万1,783台で、1日当たりの駐車場利用台数は114台、稼働率は約60%です。駐車料金については、歳入で御説明しましたとおり、通常使用料、定期駐車券、プリペイドカードの料

金合計が1,555万2,980円となっており、令和3年度に対して約42%増加しています。また、新型コロナウイルス影響前の令和元年度駐車料金の約71%まで回復している状況となっております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。質疑に入りたいと思いますが、決算書の390、391ページです。

恒松恵子委員 最近、立派な民間駐車場が近所にできておりますけれども、民間に合わせることは考えていない、料金で競争はしないというお考えでございませうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 民間の駐車場の料金は、駅から少し離れたところで、少し安い金額で設定してあります。民業圧迫はしたくないと思っておりますので、現行の料金でしばらく行きたいと思っております。

藤岡修美委員長 392、393ページについて質疑はありますか。

森山喜久委員 393ページの一般管理費の需用費の不用額の説明をお願いします。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 主な不用額といたしましては、修繕料が令和3年度と比較しまして55万6,600円ということで、例年よりも少なかったという結果でございます。

森山喜久委員 それは落札減ということなのか。多めに見積もっておいた金額で不用だったのか。その辺はどうですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 予算につきましては、令和3年度の決算を参考にして設定しているものでございまして、令和3年度と比べ

ますと、令和3年度はどちらかというところと電気関係の修繕が非常に多かったというところ、その差額が令和4年度の決算では非常に出たということでございます。

森山喜久委員 12節委託料の委託先を教えてください。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 清掃委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、草刈等委託料につきましては、株式会社晃栄に委託しております。

森山喜久委員 草刈委託料については、未舗装部分という話もあったと思うんですけど、たしか工事の予定が令和8年度ですか。その間までは、草刈委託料がかかるけど、舗装されたら、この草刈委託料はなくなるという理解でよろしいでしょうか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 そのように考えております。

藤岡修美委員長 ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）参考資料に移ります。

中岡英二副委員長 コロナ禍のときに、定期券の利用者が多少増えたということですが、この令和4年は若干増えています、今からかなり増えていくものなのか、定期券の利用者について、お聞きします。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 資料のとおり、若干増えてきているんですが、あまりこれから大きく伸びるといようなことは考えにくいのかなと。資料でも確認できると思うんですが、一般的な発券から入場される方のほうが伸びている状況なので、一般の方の利用のほうが増加すると見込んでおります。

中村博行委員 令和3年度よりは伸びているということは顕著ですけども、コロナ禍前との比較がありますが、コロナ禍前に戻るということはなかなか難しいと私ども判断していますが、執行部ではどういう判断をされていますか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 私どももできれば戻っていただきたいと思っておるんですが、少しずつは戻っておりますので、できるだけ近づいていけばいいなと見込んでおるところです。

矢田松夫委員 駐車場の便所もセットであろうと思うけど、管理棟ね。僕は何回も言うけど、ほとんど使用していない。この支出を見ると、例えば、通信運搬費は、恐らくNTTだろうと思うんだけど、便所が右だったら、左側が管理棟ですよ。その中にパソコンが置いてあるけど、それもひっくり返っている。使っていない状況だから、外から見れば分かるわけ。全く使っていない。まず、聞きたいのは、管理棟を置くことによる支出はどこに入るんですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 管理棟があることでの支出といいますと、一部ではあるんですが、先ほど言われました電話回線というのが一つ影響するところがございますが、基本的には大きく出るものはないと思っております。

矢田松夫委員 14万7,000円、あるいは昨年が14万6,000円ですから、大体15万円ぐらいのお金は、管理棟を閉めることによって浮いてしまうということですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 すみません。少し説明が悪かったと思うんですが、電話回線は複数ございまして、緊急時のゲートの出入りのところの電話回線もございまして、管理棟を閉めたからといって、通信運搬費全てがなくなるということではございません。その3分の1

程度ということで御理解ください。

矢田松夫委員 本当に不要なのか、絶対要るのか。もう一回調査されて要らなければ閉めてもいいし、例えば、先ほど言った草刈りとかトイレの清掃をされる場合に、少し管理棟で休憩しようかというなら分かるけど、実際見てみますと、ほとんど地べたに座って休憩されているのを見るから、ぜひ調査されて、要らなければ電気料もかかるわけやから、ぜひお願いしたいと思います。それから、コロナ禍で利用者が随分減って、また今増えてきておりますけど、障害者の駐車場ですけどね。何回も言いますけれど、これも一般質問であったんですけど、年度によって色を変えたら不当な駐車も少なくなるんじゃないかと思うんですけど、中にはやっぱり掲示をしてない人とかたくさんあるわけよね。近くやからね。そういうチェック、それから、30分以内の無料駐車場に常時停めておられる方もいるし、そういう点検管理はどうされるのかですね。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 昔に比べれば、少しずつですが、違法駐車は比較的減ってきているようには思っておるんですけども、御指摘のとおり、障害者枠のところの色を変えてみるとか、その辺の工夫については、今後検討していきたいと考えております。

恒松恵子委員 毎年の質問になりますが、ゲートのリース料も6年リースで、もう4年半迎えておりますが、今後どのようになさるのか教えてください。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 ゲートのリース料につきましては、御指摘のとおり、令和6年9月下旬頃にリースが切れるんですが、一旦は継続契約を結ぶなど、状況を見ながら、機械自体がおおむね10年もつというところで、6年のリースになっておりますので、機械の老朽化状態を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

恒松恵子委員 ということは、2年後にはリース料が10分の1とか、業者の提示する金額で、随分と低価格になるという考えでよろしいですか。

立野都市計画課課長補佐兼都市整備係長 今の試算でいきますと、191万4,000円となっておりますので、かなり少なくなっている状況です。

中岡英二副委員長 この利用台数が190台可能ということで、令和4年度は115台、稼働率約60%になっておりますが、先ほどありましたけど、民間の駐車場もできておりますし、舗装されてないところの舗装を令和8年度にやると言われてはいますが、令和8年度に嫌でもやるというのか、それとも立ち止まって考えてみるか、その辺のお考えはありますか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 副委員長が言われるのは、駐車場の経営戦略の中では、これまでも申しましたとおり、予定では令和8年度に未舗装分の3,000平方メートルにつきましては、駐車場工事をして、区画線を引いて、供用開始する予定にしております。ようやくコロナ禍も落ち付きまして、安定した収入は見込めますので、担当課として考えておりますのは、まず令和2年度に策定いたしました駐車場経営戦略は、できれば今年度、中間年として見直しをかけたいと思います。その収入支出の中で、いつできるか、その適切な時期は今年度中に検討していきたいと考えております。

中村博行委員 駐輪場ですけど、以前、一般質問等でやらせてもらって、黄色い線が引いてあるんですけども、当初、乱雑に置かれていたものが線内に収まるようにはなっていると思うんですけども、やはり市の玄関口であるので、改めて駐輪場の整備というものを考えられたらと思うんですけど、その辺のお考えをお聞かせください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 担当課といたしましては、あそこは駐輪場と

いう位置づけはありません。何となく駐輪スペースになっているという状況で、委員言われるとおり、実態は駐輪スペースとして御利用されております。定期的に月に2回ほどパトロールして、ほかの駐輪場の清掃と点検を兼ねて、あそこも見ているんですが、大体50台程度ぐらい、停まっているかと思えます。市の考え方といたしましては、区画整理が終わりました厚狭駅南部地区の市街化が、まだ50%から60%の土地の利用率になっておりますが、これがもっと上がってきて、定住促進が図られれば、駐輪場が欲しいという御意見がいろいろなところから出てくると思えますので、その辺の市街化の進展等を見ながら、適切な時期を検討していきたいと考えております。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第48号令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は認定すべきものと決定いたしました。ここで職員入替えのため、10分休憩で、11時半再開といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第56号令和4年度山陽小野田市下水道事業決算認定について、執行部の説明を求めます。

泉本下水道課長 それでは、議案第56号令和4年山陽小野田市下水道事業決算認定について、御説明いたします。最初に、令和4年度の事業報告から説明します。決算書16ページをお開きください。それでは、令和4年度下水道事業報告書について、概要説明いたします。(1)総括事項、本市の公共下水道普及率は、59.1%となり、昨年度の58.0%から1.1%伸びております。しかしながら、全国及び全県の平均普及率からすれば、いまだ低い水準となっています。皆様御存じのとおり、公共下水道での整備については、国から「10年概成」を示されており、本市においても、これを達成するため、令和4年度に公共下水道事業計画区域を概ね半分に縮小しております。これにより、令和8年度の下水道整備進捗率95%に向けて鋭意努力しているところです。また、現在保有している小野田水処理センター等の施設については、供用開始から30年以上が経過しており、経年劣化が顕著な施設もあるため、水処理に悪影響を及ぼさないように、ストックマネジメント計画に基づいた計画的な改築更新を行っております。あわせて、公共下水道事業のさらなる課題として人口減少があり、安定的な運営を継続していくための企業経営が不可欠であることから、本年度、経営戦略の見直しを実施します。これにより、将来に向けた課題の洗い出しや、課題解決手法の模索を行い、効率的な経営計画を立案、策定する予定であります。イ業務の状況については、読み上げて説明とさせていただきます。令和4年度末の水洗化戸数は14,883戸、水洗化人口は32,507人となり、前年度と比較して戸数は52戸、0.4%増加し、人口は361人、1.1%増加しました。年間総処理水量は410万4,929立方メートルで、前年度から46万9,004立方メートル、10.3%減少し、年間汚水処理水量は386万2,840立方メートルで、前年度から40万4,101立方メートル、9.5%減少しました。また、年間有収水量は338万3,126立方メートルで、前年度と比較して8,077立方メートル、0.2%増加しました。次に、建設改良事業の状況につきまして説明します。管渠整備につきましては、先ほども申し上げましたが、10年概成に向けて投資効果の高い大型団地を最優先に整備を行っており、本年度

は上の郷への下水道接続をいたしました。処理場整備については、小野田水処理センター本館管理棟の整備を行うとともに、反応タンク設備、送風機等の改築工事5件と山陽水処理センターの反応タンク設備改築工事を実施しました。また、農業集落排水事業については、機能強化対策計画に基づき仁保の上、福田両地区の改築工事に着手したところです。次に、ハ財政状況については、決算報告書において後ほど説明いたします。(2)経営指標に関する事項については、経費回収率についてのみ簡単に説明いたします。最初に公共下水道事業ですが、令和4年度の経費回収率が97.31%となっております。これは、動力費いわゆる電気代の高騰が大きな要因となっております。次に農業集落排水事業ですが、令和3年度以降、令和4年度も経費回収率が81.02%と100%に至っておりませんが、これは、小野田西地区の農業集落排水を公共下水道に切り替えたことが要因となっており、セグメントの回収率はこのようになっておりますが、公共下水道になっており、水処理に係る経費の軽減等の効率化を考慮すれば、企業運営自体にはプラス側と評価しています。それでは、2ページ、3ページを御覧ください。決算報告書について説明いたします。まずは、収益的収支について説明いたします。これは、今回の決算期間内の支出が費用として処理されるものであり、期間内の収入に対応するものとなっております。また、これは、損益計算書に反映されるものとなっております。蛇足で付け加えますと、この表は税込みで示しておりますが、6、7ページにある損益計算書は税抜きで示しております。最初に収入ですが、第1款下水道事業収益、第1項営業収益につきましては、7億9,007万9,300円、第2項営業外収益については、10億7,740万822円、第3項特別利益は、7,898円となっております。収益全体は、18億6,748万8,020円となっております。主な内訳として、営業収益は下水道使用料が6億864万8,425円、税抜きでございます。営業外収益は他会計負担金が6億1,266万6,020円、特別利益は過年度損益修正益、いわゆる使用料の修正益が7,180円となっております。続いて収益的支出ですが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用につきましては16億5,839

万6,976円、第2項営業外費用については1億7,300万3,159円、第3項特別損失が4万5,358円となっております。また、第4項予備費については、昨年7月18日の大雨の影響により山陽水処理センターに不具合が生じたため、緊急対応費用として479万8,200円を営業費用に充当しております。主な内訳として、営業費用は人件費5,992万5,345円をはじめ、下水道施設等の管理運営に要する費用となっております。営業外費用は企業債利息1億7,292万6,159円、特別損失は、過年度損益修正損として過年度の下水道使用料還付等を4万1,590円行っております。詳細は、28ページから34ページに明細書を掲載しております。それでは、4ページ、5ページをお開きください。資本的収支について説明いたします。これは、下水道事業の建設改良等に係る収支となり、貸借対照表に直接影響を与えるもので、将来の収入に対応するものです。貸借対照表は10、11ページに税抜きの金額を示しております。では、最初に資本的収入ですが、第1款資本的収入、第1項企業債は、6億3,980万円で、下水道事業債、資本費平準化債等の借入れを行い、下水道建設事業に充てております。第2項出資金は、一般会計からの出資金4億8,761万8,675円となっております。第3項補助金は、国庫補助金が、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と県補助金が農林水産省所管の団体営農村整備事業補助金であわせて3億5,392万2,511円となっております。第4項負担金は、下水道事業受益者負担金で1,882万3,440円となっております。続いて資本的支出ですが、第1款資本的支出、第1項建設改良費が8億2,904万8,517円、第2項企業債償還金が14億967万8,544円、第3項予備費については、支出はございません。主な内訳として、建設改良費が、人件費5,408万7,963円、工事請負費6億9,436万7,900円をはじめとして建設事業に必要な支出をしております。企業債償還金は、公共下水道事業13億9,037万5,926円と農業集落排水事業1,930万2,618円を償還金として支出しております。詳細は、35ページから37ページに明細書を掲載しておりますので、後ほど確認、御審査をお願いいたします。それでは、12ペー

ジを御覧ください。決算報告書「注記」について説明いたします。これは、この決算書が分かりやすく適切な情報開示を行うための事項を記載しているものとなりますので、簡潔に説明いたします。Ⅰ重要な会計方針に関する注記には、1に固定資産の減価償却の方法として有形固定資産の減価償却方法と対応年数について表記、2に引当金の計上方法、3に消費税等の会計処理を表記しております。Ⅱキャッシュフロー計算書については、間接法の採用と重要な非資金取引がないことを表記しております。Ⅲ貸借対照表等に関する事項については、未収金の内訳、企業債の償還に係る一般会計の負担、引当金の取崩しについて表記しております。Ⅳリース契約により使用する固定資産に関することについては、地方公営企業法施行規則第55条第1項の規定によるものであることを表記しております。Ⅴセグメント情報については、公共下水道事業と農業集落排水事業について、概要と営業収益等について表記しています。最後に企業債の状況を説明いたします。11ページを御覧ください。貸借対照表の負債の部に示されている3固定負債と4流動負債の(1)企業債合計の額が決算時点での企業債債務状況となっています。詳細が24ページにありますのでお開きください。借入先ごとに金額を示している一覧表となります。合計の欄にあります。前年度末の企業債残高が155億7,001万297円で、本年度が148億13万1,753円となっており、7億6,987万8,544円減っています。ちなみに、令和元年から令和2年が約7億円、令和2年から令和3年が約7億円というペースで債務残額は減っております。その他、固定資産明細書を38、39ページに企業債明細書を40から44ページに掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。以上で、山陽小野田市下水道事業会計決算認定についての説明を終わります。委員各位の御審査をよろしくをお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑に入りたいと思います。決算書のページに沿っていきたいと思います。決算書2ページ、3ページ、税込み表示という説明がありました。よろしいですか。(「な

し」と呼ぶ者あり) 4 ページ、5 ページで質疑はありますか。

中村博行委員 2、3 ページに関係しているんですけども、一般会計から持ち出しはトータルで幾らになっているか教えてください。

岡村下水道課管理係長 一般会計からの繰入金ですが、トータルで12億3,213万5,000円でございます。

森山喜久委員 補填財源の関係の説明を改めてお願いします。

岡村下水道課管理係長 補填財源については、まず、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額については、4条資本的収支の過払い消費税から過払い消費税として認められない特定収入分を除いた金額、4条の過払い消費税については、6,952万2,338円ですが、ここから特定収入分3,355万8,581円を除いたものが、資本的収入の不足額として認められるものになっております。そして、損益勘定留保資金についてですが、こちらは、費用のうち現金支出を伴わない減価償却費や資産減耗費については、費用としてはなっておりますけれども、現金支出を伴わないということで、手元に現金が残ることから、これも資本的収入の不足額として充てるものとなっております。

中島好人委員 負担金についてですけども、受益者負担金ということで、先ほど説明の中で、普及率も59.1%で1.1%増えているし、ある意味、その戸数や水洗化人口も増えている中で、受益者負担金が減となっているとか、その辺の整合性について、お尋ねしたいと思います。

泉本下水道課長 受益者負担金につきましては、皆様御存じのとおり、下水道整備したところにつきましては、敷地面積当たりで頂いておるものでございます。これにつきましては、例年、各処理区において単価が違いますので、それで賦課しておるところです。実質、普及率ベースでいきます

と1%というのが598人なのですが、実際、人口減とか、いろいろな諸事情がありまして、昨年からの1.1%の伸び、これが人口減少の影響を受けまして、実質は303人しか増えていないです。ですから、人口減とうちの整備の絡みがありまして、受益者負担金につきましても、取った敷地面積によって行っておりますので、実質、個人の持たれておる敷地の大きさ等によって、例年違ってくることは若干あると考えております。この辺の普及率、いわゆる人数が、そこの受益者負担金に直接関連するものではないと考えております。

中島好人委員　もしかしたら密集地を中心にやってきたと。すると管を引くのが短くて済むという理屈で減ったのかなとかも思ったりもしたんですけど、その辺はどうですか。

泉本下水道課長　昨年度で言いますと、上の郷をつないでおりますが、これにつきましても、受益者負担金は全て頂いておるところです。ですから、管の敷設状況によってということとはございませんが、建設事業費については減っているものと思っております。

藤岡修美委員長　6、7ページの損益計算書、税抜表示という説明があります。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）8、9ページの剰余金計算書、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）10、11ページの貸借対照表、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）12、13ページについて質疑はありますか。

森山喜久委員　12ページの未収金の内訳のところを改めて説明をお願いします。

岡村下水道課管理係長　未収金の内訳について説明させていただきます。まず、注記の記載にあるものと、令和4年度調定分の下水道使用料、消費税地方税の還付金、そして、一般会計繰入金の未収金のほか、その他滞

納繰越分として過年度の使用料の未収金の内訳としては、公共の使用料が365万8,179円、農業集落排水の使用料が686円です。そして、受益者負担金の現年度分、過年度分の未収金が、それぞれ74万4,350円と17万7,725円ございます。そのほかの未収金として、スクラップの売払未収金ですとか、仮設事務所の電気使用料の未収金といったものがございます。

藤岡修美委員長 16、17ページで質疑はありますか。

森山喜久委員 16ページの業務の状況で、年間総処理水量と汚水処理水量がそれぞれ10%近く減っているじゃないですか。原因が分かれば教えてもらえますか。

泉本下水道課長 これが原因といったものは、私も把握していないので、推測の範囲で回答させていただきます。年間の総処理水量につきましては、合流区域を持っておりますので、当然雨水も入ってきます。ですから、これはあくまで推測の域にすぎないんですけど、この年の降雨量が減っているんじゃないかなと分析しております。

藤岡修美委員長 有収水量は増えているんですね。その説明をお願いします。

泉本下水道課長 これにつきましては、当然、下水道を使われる方の人口は増えておりますので、それに伴って増えておると考えております。

藤岡修美委員長 雨水、つまりお金が取れない処理水が増えていると理解していいですか。

泉本下水道課長 そのとおりでございます。ただ、実際に下水道の計画につきましては、20%不明水が入りますということで計画しており、大体20%で推移しておりますので、その辺は計画どおりなのかなと理解して

おります。

藤岡修美委員長 18、19ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）18ページで技術職員が増えているのは、枠内と考えていいですか。

泉本下水道課長 技術職員が増えたことに関しましては、電気技術士で、オートに行っておった職員が帰ってきたということで増加しております。それと土木職員も1名入ってきておりますので、それも増加の原因です。

藤岡修美委員長 20、21ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）20、21ページの処理場整備工事で、繰越しが多いんですけど、年度末である3月発注がすごく多いような気がします。その辺りの説明をお願いしますか。

小路下水道課主査小野田水処理センター所長補佐兼山陽水処理センター所長補佐 水処理センターの業務に関しましては、電気機械物については、新型コロナウイルスの影響とロシア情勢というところで、インバーター関係の納期が長納期になっている部分があります。その長納期になっている納期の延長部分が、通常だと単年度1年ベース、つまり12か月ベースで考えると繰越しで済むんですが、それをはるかに超えて16か月、18か月というものが出てきましたので、当初発注する内容も少し見直しをして発注をしないと、今度は繰越しの繰越しと、もう事故繰越しと言われるところまで突入してくる部分がありまして、その設計の見直しを入れたことに応じて、少し発注が後半に重なったという部分が原因の一つにあります。

藤岡修美委員長 22、23ページは、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）24、25ページで質疑はありますか。

森山喜久委員 企業債の関係ですが、7億円ベースで大体順調に減ってきていて、今後もそれぐらいの見通しと考えていらっしゃいますか。

泉本下水道課長 今ある計画のうち、建設事業計画、もう一つ、ストックマネジメント計画のとおり推移すれば、ある程度減っていくのではないかなと思うんですが、ただ、先ほど小路が申し上げましたとおり、機器の納期も遅いし、価格も高騰しておりますので、今後、ストックマネジメント計画を見直したときに、今の7億円ベースが実際にそれで推移するかどうかは考慮する必要があるかなと思っております。

中島好人委員 借入れ関係で、高い利子から借換えしたほうがいいのか、具体的にそういうのが上がっているというか、その辺はありますでしょうか。

泉本下水道課長 借入れにつきましては、ここに書いてありますとおり、各財政融資資金、その他借りてきておるんですが、まず、これにあります山口銀行につきましては、例年、随契でありますけど、利率を見直しておるところです。それから、その下に西京銀行とありますが、これにつきましては、入札を行って、利率を毎年改定しておるところです。

森山喜久委員 工事の関係で、工事請負契約、環境整備工事を含めてですけど、総合評価方式で提供した工事があるかないかを教えてもらえますか。

泉本下水道課長 令和4年度につきましては、1件ございます。

藤岡修美委員長 25ページの他会計負担金で、高度処理に要する経費が上がっていますけども、説明していただけますか。

岡村下水道課管理係長 高度処理に要する経費ですが、これは通常の処理方式よりも、高度に汚水処理ができると認められるものの維持管理費については、環境に対する貢献が高いということで繰入れが認められているも

のになります。具体的には、山陽水処理センターの維持管理が高度処理として認められるものになっておりますので、山陽水処理センターの業務委託の委託料等、維持管理に係る部分の一部を高度処理の繰入金として、一般会計より繰り出してもらっているものになります。

森山喜久委員 他会計負担金と補助金とは言い方を区別しており、基準内と基準外の区別なのかなと思いますけど、その辺の説明をお願いします。

岡村下水道課管理係長 委員おっしゃるとおりでございます。他会計負担金が基準内でもらっている3条の負担金、そして、他会計補助金が基準外で繰入れていただいている負担金になっております。

藤岡修美委員長 26、27ページについてよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）28、29ページについてよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）30、31ページについて質疑はありますか。

森山喜久委員 昨年か一昨年ぐらいからマンホールカードをやっていると思うんです。マンホールカードの印刷は、今どういう状況なのか教えてもらっていいですか。

泉本下水道課長 マンホールカードにつきましては、今回の決算に計上しておりませんが、これは2,000枚ほどまだ手持ちがございますので、昨年度は印刷しておりません。

藤岡修美委員長 委託料で不明水調査委託料とありますけども、やられた箇所と検査結果が分かればお願いします。

泉本下水道課長 不明水につきましては、山陽地区が本町西から西善寺に向けて老朽管の調査をしております。結果につきましては、老朽化が進んでおるというのが1点、それから誤接続が1か所見つかっておりますので、

そこについては改善の措置をお願いしたいと思っております。

藤岡修美委員長 32、33ページについて質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）34、35ページについて質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）36、37ページについて質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）高千帆汚水中継ポンプ場他耐震診断等委託料は、委託で調査されたと思うんですけど、その結果が分かれば教えてください。

泉本下水道課長 これにつきまして、耐震診断と主に耐水化について、計画を策定しております。耐震化につきましては、建設当時の耐震によってつくられたものですので、その補強が必要であるという結果が出ておること、それから耐水化につきましても、各ハザードマップを参考に耐水化の対策を立てております。外力につきましては、洪水、高潮、津波という外力で耐水化対策を検討しております。高千帆と併せて、厚狭の汚水中継ポンプ場もやっておりますが、若干の耐水化が必要であるという結果が出ております。

藤岡修美委員長 38、39ページの固定資産明細書について、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）40、41ページの企業債明細書以下続きますが、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）全般的に決算に対する質疑はありますか。

中村博行委員 報告書の中にあるんですけども、施設あるいは設備等の老朽化について、ストックマネジメントとか、いろいろされていると思います。水道で問題になっている管路等の老朽化といったアセットマネジメントの兼合いもあるんですけども、下水道ではそういった施設について、どういう考えを持っていますか。以前聞いたときは、まだ水道ほどではないからというようなお答えを頂いておったんですけども、やはりこういう報告書を見ると、そういうことも気にしないといけないのかなという気がしています。その辺のお考えをお聞かせください。

泉本下水道課長 下水道ストックマネジメントにつきましては、処理場等はいずれ既に始めておるんですが、管渠等につきましても、老朽管が出てきておる状況ですので、令和6年度にストックマネジメント計画を策定して、順次、老朽管対策をしていこうと考えておるところです。

藤岡修美委員長 ほかにありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第56号令和4年度山陽小野田市下水道事業決算認定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は認定すべきものと決定いたしました。ここで委員会を休会いたします。それでは、委員会の再開は1時15分といたします。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第54号令和4年度山陽小野田市水道事業決算認定について、執行部の説明を求めます。

川地水道事業管理者 それでは、議案第54号令和4年度山陽小野田市水道事業決算の概況につきまして御説明を申し上げます。決算書12ページをお開き下さい。抜粋して読み上げさせていただきます。当年度の年間有収水量につきましては、712万8,409立方メートルとなり、前年度

実績に対し12万2,046立方メートルの減少となり、過去最低となっております。有収率は84.95%となっております。収益的収支については、収入のうち給水収益は12億7,876万3,990円(税抜)となり、前年度実績に対し1,503万6,500円の減少となりました。損益計算では、総収益13億8,169万9,601円、総費用12億5,456万1,173円となり、差引純利益1億2,713万8,428円を計上いたしましたところでございます。なお、消費税及び地方消費税は、4,966万200円の納付となりました。資本的収支については、収入総額3億4,681万6,790円、支出は、前年度の繰越事業も含め総額9億1,904万3,988円となり、差引収入不足額5億7,222万7,198円が生じました。その対応として、損益勘定留保資金等に加え、建設改良積立金1億3,132万7,147円を取崩して補填をいたしましたところでございます。なお、資本的支出の上水道建設改良費のうち、支払義務の発生しなかった予算の一部7,500万円を次年度に繰り越しをいたしております。当年度未処分利益剰余金の処分については、別途議案で御審査いただきます。決算書13ページを御覧ください。経営指標に関する事項の中段の表中で、経営の健全性を示す経常収支比率は、総収入が前年度を大きく下回り、前年度比4.18ポイント減の109.86%となりました。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比4.46ポイント減の106.94%となりました。目安の100%を僅かに上回っている状況でございます。一方、有形固定資産減価償却率は前年度比0.63ポイント増の54.81%、管路経年化率は0.80ポイント増の42.80%と管路の老朽化が進んでいるのに対して、管路更新率は0.69%にとどまっているところでございます。今後、より一層効率的な事業運営を行いつつ、計画的な施設更新を行ってまいります。以上が、令和4年度決算の概況です。詳細につきましては、総務課長の岡から説明させます。

岡水道局総務課長 それでは詳細について御説明いたします。決算書の18ページを御覧になってください。(1)業務量ですが、令和4年度末の給

水人口は5万9,385人となっており、前年度に比べ661人減少しております。給水戸数は47戸増加しております。配水量・有収水量ともに前年度を大きく下回り過去最低となっております。有収率は、ほぼ横ばいの84.95%となっております。供給単価は、ほぼ横ばいですが、給水原価は、電気料金の高騰により動力費が大きく増加した影響等で、7.5円上昇しております。次に(2)口径別有収水量・水道料金を御覧ください。表の右側に「対前年度比較」を記載しております。全体の大きなウエートを占める口径13ミリメートルにおいて、水量・料金ともに前年度を大幅に下回り、この影響で合計の給水収益は1,503万6,500円の減収となりました。次の19ページを御覧ください。(3)事業収入に関する事項は、収益的収入となります。水道料金は、収益全体の92.6%、営業収益では97.1%を占めており、これが過去最低となったため、収入総額は前年度から1,409万9,549円の減少となりました。水道料金のほか、営業外収益の長期前受金戻入が約300万円減少しておりますが、これは過去の補助金等で取得した資産の減価償却相当の戻し入れ額ですので、非現金性の収入となります。特別利益の過年度損益修正益も全額が同様の非現金収入です。次のページ、決算書20、21ページを御覧ください。収益的支出の部です。最下段支出合計は12億5,456万1,173円となっており、前年度から2,800万円余りの増加となっております。対前年度で大きく増加した項目ですが、動力費は電気料金の高騰によるもので、負担金はダム関連の共同事業負担金と市長部局職員の退職金負担によるものです。修繕費は浄水場の設備補修が数か所発生し、委託料は今後の事業計画上必要となる水道管路の管網計算業務を外注したため大きく増加しております。減少した項目の主なものとして、人件費は、退職不補充で正職員2名を減員したことによるものです。薬品費は、浄水工程での粉末活性炭の使用量減少によるものです。減価償却費は、施設の老朽化によるもので、支払利息は過去の高金利の長期借入の償還が順次進んでいるため減少しております。その他の特別損失は、前年度に減損損失500万円を計上していましたが、それが皆減したため、大きく減少しております。ここで決算

書6ページを御覧ください。損益計算書になります。先ほど説明した収益的収支の営業成績がここに表れております。下から4行目にあります当年度純利益につきましては、1億2,713万8,428円となり、前年度から4,200万円程度減少しております。料金収入の減少と電気料金高騰が大きく影響しています。次に、資本的収支について御説明いたします。決算書36ページを御覧ください。資本的支出の総額はページ一番上の9億1,904万3,988円です。建設改良工事として、鴨庄浄水場の厚狭川取水口の改良を行ったほか、浄水場の設備や管路の新設改良工事を備考欄記載のとおり行っております。これらに加え、職員1名分の人件費をこちらに計上しております。営業設備費としては、料金システムのサーバーを更新しております。企業債償還は元金の定期償還のみです。これら支出の財源となる収入は、1ページ戻って35ページに記載しております。資本的収入ですが、工事財源として企業債を3億1,450万円新規で借り入れております。30年償還の1.2%で借入れを行っております。そのほか、工事負担金や補助金、出資金は備考欄記載のとおりで、収入総額3億4,681万6,790円となっております。これら資本的収支では、差引きが5億7,222万7,198円、収支の不足額が生じ、現金が不足します。その補填については、決算書5ページをお開き下さい。資本的収支の現金不足の補填については、5ページの表の下、欄外に記載しております。5億7,222万7,198円の不足額に対して、損益勘定留保資金等だけでは不足しますので、建設改良積立金を1億3,132万7,147円取り崩して補填しております。先ほどの管理者の説明のとおりでございます。次に、貸借対照表、決算書8ページを御覧ください。8ページ、9ページが貸借対照表になります。8ページの左手、下のほうです。注記⑥として、当年度未処分利益剰余金に説明を加えております。加えまして、②⑤として損益外の引当金の取崩し経理について、注記を入れております。9ページに移りまして、企業債残高につきましては、固定負債と流動負債のところに企業債という欄がございます。こちらの合算が46億7,841万8,168円です。年間給水収益の3.6倍を超え、依然高い水準にあります。対して、

期末の内部留保資金は、下のほう、(2) 利益剰余金の欄です。先ほどの注記⑥の非現金を差し引いた約 8 億 3, 6 8 4 万円余りが、内部留保資金という形になります。運転資金につきましては、この貸借対照表の中の流動資産と流動負債の差し引きが約 1 2. 8 億円ありますので、資金ショート心配はありません。現金預金の残高は、キャッシュフロー計算書と合致しております。キャッシュフロー計算書を御覧ください。決算書 2 6 ページです。先ほど申し上げましたのが、資金期末残高です。キャッシュフロー計算書の一番下に表記しております。下から 3 行目、資金増加額では 3, 8 6 8 万円余り増加しているように見えます。キャッシュフロー計算書中の未収金・未払金・その他流動資産・流動負債の変動額につきましては、公営企業会計では決算後 1 か月程度で清算を終わります。公営企業ではこれらに加えて、引当金の変動額、これらの影響を除外して正味のキャッシュフローを測ります。再計算の結果、正味のキャッシュフローは、マイナス 4 1 8 万 8, 7 1 9 円で、これが収益的収支、資本的収支合算の会計全体の資金収支となります。この正味キャッシュフローと施設投資の状況をもって、決算状況を御判断いただけたらと思っております。以上が令和 4 年度水道事業会計の決算についての説明となります。よろしく願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思えます。資料の説明はいいですか。

岡水道局総務課長 資料を 1 枚ほどお配りしております。説明した内容を要約して書いておりますので、決算書と並べて御覧になっていただけたらと思えます。特に説明はありません。先ほどの説明の中に入っております。御覧になってください。

藤岡修美委員長 それでは資料を参照しながら、決算書の 2 ページ、3 ページ、よろしいですか。収益的収入及び支出、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり） 4 ページ、5 ページ、資本的収入及び支出いいですか。（「な

し」と呼ぶ者あり) 6 ページ、損益計算書はいいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 8 ページ、9 ページ、貸借対照表。いいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 10 ページ、11 ページ、剰余金計算書及び剰余金処分計算書、よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) 12 ページ、13 ページ、事業報告書、よろしいですか。

中岡英二副委員長 13 ページ中頃の管路更新率について、お伺いします。平成30年から令和4年にかけて、更新率が下がっております。そうした中で、中ほどに「今後も給水収益の減少が予想されることから、より一層効率的な事業運営を行いつつ、計画的な施設更新を行ってまいります」とありますが、なぜこれだけ管路の更新率が下がっていったのか、主な理由というのがあればお聞きします。

伊藤水道局副局長 本来であれば、更新率をもっと上げる必要があるというところがございます。次のところの料金改定のところで詳しくお伝えすることになりますが、3条損益計算書の純利益をもってして、その分を建設改良積立金に積み立てており、その積立金でできる範囲の工事をしていくというところで対応していた関係で、低い率になっております。本来であれば、1.5%、2%での更新というのが理想ではあったんですが、なかなかそこまでできなかったというところで御理解いただきたいと思っております。

江本水道局次長兼工事管理課長 ちょっと補足させていただきますけども、更新率が一見下がっているように見えるということだったんですが、全体の費用の関係は副局長が申したとおりでありますけども、事業内容は、年によって工事の内容、例えば、大きい管路をやるとか推進工法がその年にあったとかということで、ここに出ている更新率というのは、管路の延長に対して何パーセント進んだかということになりますので、仮に同じ1億円かけても、年によって200メートルしか進まないとか、そういうことが起きますので、来年は500メートル行きましたとかいう

ことも起きますので、工事の現場の内容によって、こういうふうに差が出るというのは御理解いただきたいと思います。

森山喜久委員 こちらの説明を聞いて、過去最低という表現がやはり大きかったかなと思います。実際、ピーク時と比べて、今回どれくらい下がっているのか教えてもらえますか。それぞれ有収水量とか、その辺の実績の関係で教えてもらえると助かります。

岡水道局総務課長 給水収益につきましては、直近で新市発足以降、平成17年度に15億7,800万円ありました。15億7,800万円です。ですから、3億円程度減収になっているということです。有収水量につきましては、同じ平成17年度で比較いたしますと、895万4,000立方メートルでした。ですから、水量につきましては20%程度減少しております。ピーク時ということは、昭和59年、有収水量につきまして1,100立方メートルという結果になっております。収益につきましては、料金制度もそのときは違いますので、単純な比較はできないと思います。

森山喜久委員 収入の関係で言えば、平成17年合併時で15億7,800万円だったのが、今は3億円に減ってきていると。それについては、人口減少と節水機器の普及ということで、この間の説明では、そういうところが主な理由だったと思いますが、それで間違いはないですか。

岡水道局総務課長 たしかに人口減少、この間平成17年度以降、人口は12%ほど減っております。ただ、有収水量のほうは20%減っておりますので節水機器の普及というのも、もちろんございますけれども、企業の使用が減っております。1社で多量にお使いになる会社が、合併直後はまだあったのですが、そちらのほうはほとんど水量が下がってきまして、大きく水量が減っているという状況にあります。

森山喜久委員　ちなみに減少傾向というのは、なだらかに右肩下がりになっているのか、メリハリがありながら下がっている状況なのか、分かれば教えてもらっていいですか。

岡水道局総務課長　合併以降、平成17年度から平成20年度にかけて大きく減っております。先ほど、17年度が895万4,000立方メートルと申しあげましたけれども、平成21年度の段階で、802万立方メートルに下がっております。1割以上の減少となっております。それからしばらく平成25年ぐらいまでは、緩やかに右肩下がりですけれども、それからもう一つ谷がございまして、平成26年度に大きく5,000トン、4,000トンぐらい下がって、それから先は横ばいという状況になっております。

中村博行委員　先ほどの管路の更新率についてお尋ねします。先ほどの回答の中で、結局延長することによって、このパーセンテージだけでは判断しにくいというお答えだったと思うんですけども、この数字だけを見ると、令和3年より令和4年度のほうが更新率が上がっているんですが、従来、平成28年、6億2,000万円の工事費がかかるということから、それが準備できてないということで、やはり資金の中で、随分いろいろなお考えの中で、更新する箇所等々決められたと思うんですけども、そういった決められた基準になるようなものがあれば、教えてください。

江本水道局次長兼工事監理課長　基準は、基本的には老朽管路、要するに経過年数が高いほうから順番にやっていくということになります。それで、その中で特に修繕実績が多い管路、路線、それから、今は大分減ったんですけども、鉄管の場合は、赤水が発生するケースがございましたので、そういった解消を優先させたということで事業計画を組んでおります。老朽管路もそうなんですけど、道路の改良の関係とか拡幅の関係とかで、更新と移転を目的とした工事も、この間ちょっと行いましたので、そういう交差点の部分というのは、非常に安全費とか経費がかかります。そ

れから直線で敷設するわけじゃないので、切り替えとか複雑な配管を伴いますので、非常に難易度の高い工事になりますと、単価が高つくということが発生すると、その年の更新率、要するに、全体の延長に対してどれくらい進んだかというのは少し下がってくると。こういうのは、年度ごとにやはりどうしても差が出るということになります。事業の計画は、基本的には冒頭申したとおりの基準を持ってやっております。

藤岡修美委員長 管路の経年化率は、分母も変わるし、分子も微妙に変わるので、なかなか数字だけで増減という判断が難しいと思うんです。この令和4年度における42.8%は、老朽化率が進んでいる他市と比較してというか、県平均というか、全国平均というか、そこで見たときのこの数値がどうなのか教えていただけますか。

岡水道局総務課長 県内他市と比較してみると、とても悪いほうです。事業規模が違うので、単純に平均値として比較することはできないので、大きなまちと比べて、どうこうというのは少し適當ではないと思いますけれども、令和4年度決算についてはまだ出そろっておりませんので、令和3年度決算において、各市の報告が出そろっておりますので、令和3年度の数字を御紹介いたしたいと思います。令和3年度山陽小野田市については記載のとおりですけれども、隣的美祢市が49.35%、離れて、岩国市が42.68%、本市よりこの率が悪かったのはこの二つの市だけです。残りは全てうちの市よりかはいい数字と。お隣の宇部市は16.91%、下関市はうちと似通った数字で39.26%。よく比較する光市とか防府市とか、人口規模等々で比較することが多い防府市が19.17%、光市が17.63%。こういった結果になっております。

森山喜久委員 他市とそれだけの管路の経年化率の差があるというのは、やはり予定どおりに管路更新ができなかった。それは財源が不足していたことが理由でしょうか。

伊藤水道局副局長 実際、私どもの管路経年化率を見ていただきますと、平成30年度から急激に一気に上がってきております。その前を見ますと、20%台というのがあったんですが、私どもの管の敷設、主だったところというのが、高度経済成長期に敷設を多量にしているということと、あとは、その時期に団地開発とかの関係で、多くの受贈財産、要するに、配水管として利用してほしいということで企業から頂いたものがございまして。その関係で資産の更新が追いつかない状況となっております。要するに、私どもの施設だけでしたら、それほどでもないとは思いますが、頂いている管とかも更新していくとなりますと、なかなか手が回らないということで、老朽化率が上がっているというところもございまして。あとは、先ほども申し上げましたけど、管を更新する上での収入が足りないというところはございまして。

森山喜久委員 高度経済成長期のときに、いろいろ発展していったので、その分が今のそれぞれまちのありようになるんですけど、収入不足というところは否めないということもあるんでしょうが、ほかにも浄水場施設とか配水池の施設の関係もあるけど、こちらの状況はどうですか。

伊藤水道局副局長 浄水場につきましては、まず、鴨庄につきましては、庁舎といえますか、事務所のほうの主だったところの改修はしております。ただ、沈殿池の系統につきましては、かなり古くなっておりますので改修が必要であると思っております。高天原につきましては、事務所の耐震化はかなり進んでいるんですが、傾斜盤沈でん池、急速ろ過池の経年化は進んでおり、耐震化は遅れております。今の予定といたしましては、2035年ぐらいをめどには、方向性としては、改修の必要があると考えております。

藤岡修美委員長 それでは、14ページ、15ページ、工事の概況。

森山喜久委員 直接関係ないかもしれないけど、工事の関係で、入札関係で総

合評価方式を用いたかどうか教えてもらっていいですか。

伊藤水道局副局長 今、市のほうでも総合評価方式で数件の工事をされていると思います。私どもも令和3年から総合評価方式の工事をしております。令和3年度に1件、令和4年度に1件と。また、この令和5年度にも1件予定しております。

藤岡修美委員長 16ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）18、19ページ、口径別有収水量、前年度との比較が出ております。先ほど、給水原価7.5円上がったという説明がありましたけども、この理由を教えてください。

伊藤水道局副局長 給水原価につきまして、主な理由といたしましては、動力費の高騰が挙げられると思います。実際に私どもが当初予定していた1.8倍ぐらいになりましたので、これは大きいと思っております。

藤岡修美委員長 それと口径によって、水量が増えたのと減ったのがありますよね。これの理由というか、原因が分かりますか。

飯田水道局業務課長 特に有収水量が下がっているところが、13ミリメートル、25ミリメートル、40ミリメートル、75ミリメートルとなっております。13ミリメートルに関しましては、先ほどからのお話どおり、節水器具の普及あるいはその器具の認知に伴った節水意識の高まりが影響しておろうかと思っております。25ミリメートル、40ミリメートルに関しましては、いろいろな業種の利用者がいらっしゃるんですけど、スーパー、ケアハウス、工場が含まれております。利用者の増減によりまして、変動したと考えております。あと、75ミリメートルに関してですが、ほとんどの使用者が工場となるのですが、そのうちの1社が令和4年1月に漏水の修繕をされました結果、年間2万2,000立方メートル減少しております。これが大きな原因と考えております。

中村博行委員 業務量のところですが、給水戸数が若干増えていって、ほかは軒並み下がっている理由が分かれば教えてください。

岡水道局総務課長 過去10年間ぐらい見ますと、人口は減っていますが、給水戸数は増えております。もちろん山口東京理科大学の薬学部設置というのも効果の一つだとは思いますが、それ以前にも傾向としては、給水戸数だけは増えていっております。単身世帯が多くなってきたというのは、お使いになる水量が少ない使用者の方というのも増えておりますので、そういった理由からではなかろうかと推察しております。

藤岡修美委員長 20、21ページ、事業費。

森山喜久委員 増加の関係で、動力費のところは電力の増加というのは分かりましたが、負担金のところでダム関連という話だったと思いますが、その辺の説明をお願いします。

伊藤水道局副局長 ダム関連と申しますのは、厚東川ダムと丸山ダム、要するに県の施設ですが、こちらの関係の負担金が増加しているということでございます。うちも特に丸山ダムに関しましては、水利権を持っておりますので、ダムの改修等につきましては、負担金という形で費用をお支払いしております。また、2期ルートの関係についても、同じように改修等するときには負担金として払うということで、その関係が、令和4年度につきましては、令和3年度よりも伸びていると、倍増しているという状況でございます。

中村博行委員 薬品費の減少ですけれども、宇部市との共同購入もあるでしょうけれども、厚東川ダムですか、プランクトンが異常発生した際ということがあったと思うんですけど、令和4年度に至ってはかなり減少していますけど、その要因を教えてください。

平野水道局浄水課長 薬品費につきましては、令和3年度と比較しますと、約37万円の減額になります。主な要因としましては、カビ臭の原因となります。プランクトンの発生が減少したためで、カビ臭を除去する活性炭の使用量が減少したためです。ただし、今年度につきましては、6月時点で昨年度の容量を達しておりますので、今年度はかなり増える見込みではあります。

藤岡修美委員長 ほかはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）22、23ページ、工事請負契約関係でありますか。

森山喜久委員 全般的な話になるかもしれないけど、工事の関係で部品が手に入らないといったことは、特に水道の関係はないですか。

江本水道局次長兼工事管理課長 現在のところ、管路の改修工事については、そういう供給が滞るということはなかったです。

矢田松夫委員 翌年度繰越しの大きな要因というか、特に管工事をする業者がだんだん少なくなっているということもあるかどうかなのか、その辺も含めて回答をお願いしたいんですが。

江本水道局次長兼工事管理課長 業者数が少なくなったから繰り越したということではなくて、令和4年度の繰越しの主なものは、外的要因が多いです。外的要因というのは、例えば、道路改修に伴って更新する場合に、道路工事の工期が変わったりとか、例えば、用地買収がうまくいかないで滞ったとか、そういった影響を受けた案件があります。それと、年度の後半に発注した場合に、現場で当初の調査段階では分からなかった、いろいろな埋設物等の支障が起きて、その関係で工期を延長せざるを得なくなったとか、主なものはそういったものがほとんどです。

藤岡修美委員長 ほかにいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）24、25ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）26ページ、キャッシュフロー計算書、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）27ページ、収益的費用明細書、いいですか。

中村博行委員 旧簡易水道についてですけど、これはほとんどの場合、一般会計が面倒を見るというような形になっているんですが、その関係についてはどうですか。

岡水道局総務課長 旧簡易水道並びに簡易水道を上水に統合した費用につきましては、ページでいきますと27ページの下から少し上がったところです。他会計補助金という欄に（一般会計）旧簡易水道事業借入利息、旧簡易水道維持管理とあります。こちらの維持管理につきましては、漏水とか発生した場合の修理につきましては、一般会計で面倒を見てもらいます。上水道統合事業についての借入利息につきましても、こちらのほうに一般会計の繰入れを計上しております。元金につきましても、全額資本的収入のほうに計上しております。ですから、旧簡易水道についての企業債の償還、元利というものは100%一般会計で面倒を見てもらうことになっております。

矢田松夫委員 簡水の維持管理は大体薬品の投入ぐらいですか。ほかに何かあるんですか。点検もあると思いますが、山奥だからイノシシがおったとかいろいろあるんだけど、大体薬品ぐらいですか。

伊東水道局次長兼施設維持課長 元簡水は上水に統合されていますので、浄水場から水を送っています。維持管理費としては、次亜塩素酸を入れたり、ポンプの電力費とか、その辺りでありまして、あとはもともと簡水の配水管、枝ではなくてメインのほうの管ですけど、こちらのほうの修繕費は一般会計で負担していただいています。ちなみに令和4年度は、元簡水の配水管の修繕は1件のみです。

藤岡修美委員長 28、29ページ、収益的支出、いいですか。委託料で堆積粘土運搬・処理という項目で、841万円と結構な金額です。これは、どこで処理されているんですか。

平野水道局浄水課長 鴨庄と高天原それぞれですけれども、昨年度につきましては、業者は三菱UBEというところでして、昨年度、鴨庄については130万円、高天原につきましては700万円になっております。令和3年度、令和4年度と比較しましても、やはり同等ぐらいの量にはなっております。ただ、活性炭が増えておりますので、その分、来年度以降は増える可能性があるのではないかと考えております。

藤岡修美委員長 業者に委託して任せているということですね。

中島好人委員 今の件ですけれども、堆積粘土運搬の話ですけれども、活用方法等の検討状況はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

伊藤水道局副局長 堆積粘土の処理につきましては、伊佐セメントにセメントの材料として活用していただいております。全量そのようになっています。

矢田松夫委員 鴨庄浄水場警備というのは、機械警備のことですか。それともカメラを付けた施設警備ですか。

伊藤水道局副局長 鴨庄につきましては、夜間と休日について無人化になっております。その関係で、警備保障会社に警備をお願いしておりますので、その費用がかかります。機械警備ということで、何かありましたら警備会社から人が見に来るといような形になっております。

藤岡修美委員長 30、31ページの給水費の通信運搬費で、鉛管お知らせは

がき13万7,455円はどのようなものですか。

伊東水道局次長兼施設維持課長 これは、市内に二千数百件ぐらい、鉛管が使われているだろうというお宅があるんですが、個別周知ということで、鉛管の交換の必要性と水の使用方法、長期間使わなかったときは、使い始めるときに、微量ではありますけど、鉛が溶け出すことがあるということですので、最初のバケツ1杯ぐらいは飲用以外に使ってくださいよという内容のおはがきを各戸に送付させていただきました。

藤岡修美委員長 ちなみに何戸ぐらいあるんですか。

伊東水道局次長兼施設維持課長 2,300件ぐらいのはがきを送らせていただきました。

藤岡修美委員長 32、33ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
34、35ページ、資本的収入、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
36、37ページ、資本的支出。

森山喜久委員 37ページの営業設備費の固定資産購入費、料金調定システムサーバーは更新ですか。

岡水道局総務課長 システムサーバーの更新になります。こちらも年度頭に入れる予定が、半導体不足で、たしか年初まで、ずれ込んだと覚えております。

森山喜久委員 この更新は、どれぐらいの頻度でやるものですか。

岡水道局総務課長 基本的には、システムサーバーの法定耐用年数なり、メーカーの耐用年数なりというのは5年でございます。ただ、延ばして7年ぐらい使っておった次第です。いよいよ不具合が出ますよと業者から言

われましたので、入れるようにしたということでございます。

藤岡修美委員長 それでは38、39ページ、有形無形固定資産明細書いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）あとは企業債明細書になっておりますが、資料を含めて令和4年度の決算について質問があれば。

中島好人委員 次の議案第63号に関わるんですけども、一つは水道法に基づいて、水道法というのは、自治体と国とに責任を分けているわけですけども、僕が聞きたいのは、国は必要な技術的及び財政的な援助を行うとありますけども、その二つの件、要するに、技術的指導と財政的支援はあったのか、この点を聞きたいと思います。

川地水道事業管理者 技術的支援につきましては、水質管理の問題ですとか、そういったものについては、国からいろいろな通知が参りますので、そういった中での支援というのは当然あります。財政的支援につきましては、二つありまして、一つは今まで出ていた繰出金です。一般会計の繰出金に対して、基準内繰り出しというものがありますので、その基準内繰り出しの全てではございません。例えば、消火栓の新設とか言いますのは、これは市が全部支援してもらうものでございまして、それとは別にいろいろな児童手当の職員の繰出金とかいうのは、普通交付税措置で見られるとか、そういった国からの間接的支援というのがございます。さらには、大規模災害に備えまして、耐震管の整備です。これは一定規模以上の事業費でないと補助事業に乗れませんけども、そういった国からの補助に対する財政支援というものはございます。

中島好人委員 もう一点、地方公営企業法があります。これは先の水道法もそうですけども、要するに、独立採算制で経営をきちんとやってくださいよということがあるわけです。あわせて一生懸命努力しても難しいという点も含まれているわけですけども、その点では、水道局としては能率的な経営を行ってきたかどうか、その点について確認をお願いいたします

す。

川地水道事業管理者 今までの決算で分かるかと思えますけども、水道局としては、一生懸命その辺は努力してきたとっております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、議案第54号令和4年度山陽小野田市水道事業決算認定について採決いたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は認定すべきものと決しました。ここで換気のため5分休憩いたします。30分スタートとします。

午後2時25分 休憩

午後2時30分 再開

藤岡修美委員長 委員会を再開します。議案第55号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について、執行部の説明を求めます。

川地水道事業管理者 それでは、議案第55号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業決算の概要等につきまして、御説明をいたします。決算書の56ページをお開きください。抜粋して読み上げます。工業用水については責任給水制をとっており、当年度は年間850万4,500立方メートルを基本水量として3事業所に給水しました。基本水量は前年度と同量のため、給水収益も前年度と同額となりました。損益計算では、総収益2億5,925万503円、総費用2億1,531万616円となり、差

引純利益4,393万9,887円を計上しました。なお、消費税及び地方消費税は、1,221万700円の納付となりました。資本的収支については、支出は総額2,580万6,207円となり、収入が無いことから、全額が不足額となります。その対応として、損益勘定留保資金等に加え、減債積立金1,950万3,207円を取崩して補填いたしました。当年度未処分利益剰余金の処分については、別途議案で御審議いただきます。決算書57ページを御覧ください。経営指標に関する事項の中段の表中で、経営の健全性を示す経常収支比率は、負担金、動力費等が増加したことにより前年度比23.66ポイント減の120.41%となりました。また、料金回収率は、前年度比23.98ポイント減の120.38%となりました。一方、有形固定資産減価償却率は60.95%、管路経年化率は72.23%と施設全体として老朽化が進行している状況ですが、今後は、経営環境の変化を注視しつつ、慎重に施設更新を行う予定としています。以上、令和4年度決算の概況です。詳細につきましては、総務課長から御説明させます。

岡水道局総務課長 それでは詳細について説明いたします。決算書58ページを御覧ください。工業用水については責任給水制を取っており、前年度と同量の基本水量を3事業所に給水しました。実績給水量は、前年度に比べ21万1,364立方メートル減の666万1,329立方メートルとなりました。次のページを御覧ください。59ページの(2)事業収入に関する事項は、収益的収入に当たります。水道料金は、前年度と同額で、営業外収益が約30万円減少しております。長期前受金戻入は上水同様、非現金性の収入となります。下の表(3)支出の部、収益的支出に当たるものでございます。最下段支出合計は2億1,531万616円となっており、前年度から3,500万円余りの増加となっております。対前年度で大きく増加した項目ですが、人件費は人事異動による職員の高齢化と退職者1名分の退職給付費が増額しました。動力費につきましては、電気料金の高騰によるもので、負担金はダム関連の共同事業負担金と市長部局職員の退職金負担によるものです。決算書50ページを御

覧ください。損益計算書になります。先ほど説明した収益的収支の営業成績がこちらに表れております。下から4行目にあります当年度純利益につきましては、4,393万9,887円となり、前年度から3,500万円程度減少しております。電気料金高騰が大きく影響しています。次に資本的収支について御説明いたします。決算書66ページを御覧ください。支出の総額につきましては、ページ一番上の2,580万6,207円です。内訳は、浄水場の電気設備更新等と企業債償還金となっております。これに対します収入はございませんので、支出の全額が資本的収支不足額となります。この不足額の補填につきましては、管理者が説明したとおりでございます。次に貸借対照表、決算書52ページを御覧ください。損益外の引当金の取崩し経理については、決算書52ページの注記②として明示しております。さらに、注記③として当年度未処分利益剰余金に説明を加えております。当年度利益剰余金に現金の裏付けのないものがありますということで明記しております。53ページに移りまして、企業債残高につきましては、固定負債と流動負債のところに記載のある企業債の合算7,311万1,558円です。平成19年度以降、新規の借入れを行っておりませんので、順調に残高は減っております。期末の内部留保資金ですが、下から4行目になります。利益剰余金合計から先ほど説明いたしました注記③の非現金を差し引いた約8億3,770万円が内部留保資金です。運転資金ですが、流動資産と流動負債の差し引きが約10億円ありますので、当面資金ショート心配はありません。現金預金の残高につきましては、後から説明いたしますキャッシュフロー計算書と合致しております。決算書61ページを御覧ください。一番下の資金期末残高、先ほど説明いたしました現金預金の合計額と合致しております。下から3行目の資金増加額では6,505万円余り増加しているように見えます。上水と同様にキャッシュフロー計算書の中の未収金・未払金・その他流動資産・流動負債、引当金の増減額につきましては、説明したとおり、未収・未払金等々につきましては、決算後1か月程度で清算されますので、それらの影響を除外した正味のキャッシュフローは、プラス4,279万9,853円です。この金額が、収

益的、資本的それぞれの収支合算の会計全体の資金収支となります。以上が令和4年度水道事業会計の決算についての説明となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。これとは別に資料のほうも参照いただいて、質疑していただければと思います。それでは、決算書48、49ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）50ページ、損益計算書。（「なし」と呼ぶ者あり）52、53ページ、貸借対照表。（「なし」と呼ぶ者あり）54、55ページ、剰余金計算書。（「なし」と呼ぶ者あり）56、57ページ、事業報告書概況。

森山喜久委員 確認ですけど、基本水量として3事業所に給水しましたということで、3事業所はそのまま継続ということによろしいでしょうか。

伊藤水道局副局長 令和4年度につきましては、3事業所です。

藤岡修美委員長 経常収支比率は、結構高くいいんですけど、管路経年化率が、上水で42.8%で、かなり危ないという状況が、工水で72.23%というのは、ますます危ないような気がするんですけど、この辺りどう考えておられますか。

伊藤水道局副局長 工業用水道事業の管路経年化率は、令和2年度から令和3年度に大幅に上がっております。これにつきましては、もともと水道事業と工業用水道事業の供用管、第1導水管というのがありまして、これは厚東川にかかっております水管橋の関係のルートなんですけど、原水を利用するための施設ですけど、それを、令和2年度までは全て上水のほうに含めておりました。その関係で、工水にその部分が入ってなかったんですけど、県からの指導で、これを案分しなさいと。水量案分するように指導があった関係で、その延長が3,557メートルほどあるんですけど、その延長分の水量案分をした分を工水のほうに含めた関係で、一気

に上がっております。上水につきましては、約430キロメートルの延長があるんですが、工水につきましては、15キロメートルぐらいしかありませんので、この3.5キロメートルぐらいの延長がかなりのウエートを占めてしまいます。その関係で、52.52%から72.23%に上がったということです。たしかに工業用水道事業の管の劣化は否めないところがあるんですが、ただ、延長自体が15キロメートルぐらいということと、それから、今後、工業水道事業については、西部石油の問題、田辺三菱製薬工場の問題、いろいろありますので、その辺を含めて統括的に協議していく必要があると思っています。それで、今ちょっと管の更新とかも控えております。今後につきましては、その辺も含めて、協議をして、管の更新とかも順次進めていくようになるとは思っております。

藤岡修美委員長 それでは58、59ページ、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）60、61ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）62、63ページ、収益費用明細書よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）64、65ページ。

矢田松夫委員 先ほどの上水の時も同じような支出が出ていたんですが、用地管理費の水源涵養林整備で、工水も同じように同じ金額が出ています。水が一つから流れるなら一つにすればいいと、単純に僕は思うんですけど、この説明をお願いしたいんですが。

岡水道局総務課長 会計がそれぞれございますので、同じ費用を費用按分していると。請求書は1枚です。送られてくる請求書は1枚ですが、上水だけで持つということも問題がございますので、上水、工水で案分しているということでございます。

藤岡修美委員長 66ページ、資本的支出いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）68、69ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）70、

71 ページ、企業債明細書よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。それでは、議案第55号令和4年度山陽小野田
市工業用水道事業決算認定について採決いたします。本件に賛成の委員
の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は認定すべきものと決定しました。それ
では、議案第64号令和4年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰
余金の処分について執行部の説明を求めます。

伊藤水道局副局長 それでは、上水道事業会計利益剰余金の処分案について、
私から御説明させていただきます。先ほど御審査いただきました令和4
年度水道事業会計決算によって生じた、当年度未処分利益剰余金2億5,
846万5,575円の処分につきましては、議案書添付の剰余金処分計
算書（案）に記載のとおりでございます。まず、未処分利益剰余金のう
ち1億3,132万7,147円は、裏付けとなる現金が会計内にありま
せんので、資本金に組入れることとします。残る1億2,713万8,4
28円は、建設改良積立金に積み立てることとします。以上、簡単では
ございますが、令和4年度の水道事業会計利益処分案の説明となります。
御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。（「あ
りません」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。討論はありませ
んか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、これよ
り議案第64号令和4年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、議案第65号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について執行部の説明を求めます。

伊藤水道局副局長 議案第65号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明いたします。先ほど御審議いただきました令和4年度工業用水道事業会計決算によって生じた当年度未処分利益剰余金6,344万3,094円の処分につきましては、議案書添付の剰余金処分計算書(案)に記載のとおりです。まず、未処分利益剰余金のうち114万34円は、裏付けとなる現金が会計内にありませんので、資本金に組み入れることとします。残る6,230万3,060円は、建設改良積立金に積み立てることとします。以上、簡単ではございますが、令和4年度の工業用水道事業会計利益処分の説明となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

(「ありません」と呼ぶ者あり) 質疑を終わります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。それでは、議案第65号令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。

ここで換気のため5分の休憩を行います。3時再開といたします。

午後2時55分 休憩

藤岡修美委員長 委員会を再開いたします。議案第 6 3 号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

川地水道事業管理者 議案第 6 3 号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきまして、これは水道料金の改定が主な内容でございます。まずは私から概要説明をさせていただき、その後、総務課長から参考資料も含めた説明をさせていただきます。水道事業は、市民生活や社会経済活動を支えるライフラインの主要な役目を果たしているところですが、水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水意識の高揚等による需要水量の減少に伴い給水収益、これは料金収入のことですけれども、この収益の減少が進む一方で、高度成長期までの水道拡張期に整備された管路、水道施設が更新期を迎え、その更新需要及び耐震化への対応に迫られておるところでございます。このことは、本市も例外ではなく、水道施設の経年化率が全国平均を大幅に超過しており、長期にわたっての計画的な整備を要するところでございます。そこで、本市ではこれら水道の直面する課題に対応し、安全な水道システムの持続的な維持を目的として、水道の基盤強化に資するためにアセットマネジメント、資産管理の実施により、将来必要となる更新費用を把握したところです。次に、長期的な更新を計画的に推進していくために、今後 4 0 年間の財政収支を見通した上で、令和 6 年度から令和 1 7 年度までの 1 2 年間の財政計画を策定したところでございます。財政計画においては、現行制度上における収支バランスを維持し、経営基盤の強化を目的として、現行料金のままでは収支不足となる財源確保のために、企業債を積極的に活用するとともに、令和 6 年度から 1 3 年度までの今後 8 年間の平均改定率を 1 1 9 . 4 % として、料金改定による給水収益の増加を見込みました。その後、本産業建設常任委員会の委員の皆様への財政計画に対する御意見を踏まえた上で、現在の社会経済情勢を考慮し、令和 6 年度からの

4年間、激変緩和措置として、平均改定率を本来改定率の約3分の2に相当する112.9%に抑制し、その不足分を市からの財政支援を受けることといたしております。このようなステップを経る中で、水道局として料金改定方針を定め、水道料金を全面改定することに伴い所要の改正を行うものです。詳細については総務課長から説明させます。

岡水道局総務課長 それでは私のほうからは、配付いたしております附属資料に沿って詳しい説明をしていきます。頭に、水道料金改定資料「子や孫と共に支える、水道システム」と書いてある資料でございます。資料の目次をお開きください。1番、2番、1から11ページにわたっておりますけども、こちらが今回の料金改定についての説明となります。3番の13ページ以降は、資料編として、今回料金改定について分析用の各種資料を添付しております。それでは資料に沿って説明いたします。まず、1ページを御覧ください。1現在の水道事業についてと書いてあるページでございます。このグラフについてなんですけども、料金収入の元となった年間有収水量の推移と給水人口の推移を表しております。給水人口については、昭和63年の69,779人をピークに右肩下がり減少し、特に平成17年度から急激に落ち込んでおります。有収水量は、昭和59年をピークに経済活動の変化による短期的に波はありますが、平成12年度を境に以降急激な落ち込みとなっております。2ページを御覧ください。上のグラフは、新市発足以降の有収水量と給水収益です。先ほど、上水道決算のときに御説明したときに、このグラフを見ながら御説明させていただきました。平成17年度に約15.8億円であった給水収益は、令和4年度決算では13億円を割り込み、約3億円の減収となりました。この間の給水人口は12%弱の減少ですが、有収水量は20%減少しました。これは、人口減少に加え、節水機器の普及や大口多量使用の減少といった、水需要の構造的変化が進んでいることを示します。人口減少等による減収と更新・耐震化費用の膨張という経営課題は、一部の大都市を除いた、全国の水道事業体が抱える深刻な課題となっております。南海トラフ巨大地震の発生率は、今後10年以内

に30%程度、30年以内に70から80%と言われており、対策が急がれます。このような状況下、危機感を抱いた相当数の事業体は、既に料金改定、値上げでございますけども、料金改定を実施し、施設の再構築に着手しています。今後の水道事業は、合理化によるコスト削減を進めながら、中長期に係る経費を正確に見積もり、必要な料金改定を遅滞なく行うことで、施設の大量一斉更新期をどうにか乗り越えなければなりません。3ページを御覧ください。アセットマネジメントについては、本委員会には報告済みですので、少し要約して説明します。本市は、既に老朽施設の大量一斉更新期に突入しています。これらの施設の更新需要を測るため、アセットマネジメントを行いました。各施設の長寿命化や集約による効率化を考慮しながら、法定耐用年数にとらわれることなく、使用実態に照らして、局独自の耐用年数を設定しました。実質延長しております。下のグラフを御覧ください。結果、直近5年間の施設更新需要は119.5億円（税抜金額）にのぼり、単年度平均では23.9億円です。これは、近年までの平均的な投資額を大きく超え、実施に必要な「ひと」「財源」ともに調達が困難です。ここで言う「ひと」は、局職員はもちろん工事を請け負ってもらう水道工事業者の社員も含まれます。土木建設業界の人手不足は、他業種に比しても大変厳しい状況にあるのは御承知のとおりです。下のグラフの一番左手、上に伸びた青色棒グラフが現在までの積み残し事業分です。これをこの先5年、10年ですぐには消化できないために、向こう80年間で平準化、分散化します。つまり、子や孫世代にまで分担をしてもらって、やっと単年度事業費、約8億7,400万円まで投資額を圧縮することができます。反面、グラフの下に伸びるグレーの棒グラフは、更新需要と先ほど申しました8億7,400万円の事業費の差額の累計でございます。その時点での未実施工事分を示しております。この未実施工事が、ピーク時、一番下に伸びたところでございます。令和39年度の工事を終えて、最大146億円の未実施工事が残ります。これは、局独自で設定した耐用年数をさらに十数年間先延ばしすることになります。計画どおり進んだとしても、老朽化による漏水リスクは、平時において、日常において高まりま

す。さらに阪神淡路大震災では消火用水を確保できないために、消火作業ができないといった事例がありました。地震時の建物被害は、倒壊だけでなく火災によるものが多いと言われています。加えて災害時には、医療機関への給水確保も必須となります。市民の生命・財産を守るという責任の一端を水道は担っておりますが、地震への備えという面では大きな不安を抱えております。老朽施設の更新によって、順次耐震性能を備えた施設に切り替わり、繰り返しになりますが、南海トラフ巨大地震の予測発生率は、30年以内に70%から80%、対して施設更新は今後80年間で計画せざるを得ないのが実情です。単年度8億7,400万円の施設更新は、水道局が提案できるギリギリの更新計画で、時期や規模をさらに延長、縮小することは、水道サービスの維持自体が揺らぐこととなります。4ページを御覧ください。水道料金の変遷です。直近の料金改定は、消費税改定を除いて、平成21年度に行いました。これは新市発足の4年後に旧市町間の料金を統一したもので、このときには家庭用については比較的負担の少ない小野田市の料金に統一しました。これに伴う減収対応として、中口径から大口径について3%から5%の値上げを行いましたが、全体では値下げ改定となりました。家庭用については、実質、旧小野田市の料金が設定された平成2年度から33年間にわたり同一料金水準を保っておるという形になっております。5ページを御覧ください。下の表は、ここ近年の収支実績、会計収支の実績です。表の中ほどに資本的支出の欄がございますが、その下の「うち建設投資額（税抜）」を御覧ください。平成26年度から平成29年度については、鴨庄浄水場と西見配水池の整備を行ったため投資額が突出しておりますが、ここ数年の建設投資額は年間3億円から4億円に過ぎず、施設更新率は年1%に届きません。主な水道施設の法定耐用年数は、水道管が40年、コンクリート構造物が60年であるため、平均2%程度の施設更新を行わなければ、年次的に老朽施設が増加していきます。6ページの下の方を御覧ください。今後、必要な施設更新を進めつつ現行料金水準を維持した場合、年次的に資金流出が進み、令和10年度に内部留保資金が底をつき、損益上も赤字転落します。財政破綻が、令和1

0年度にやってくるという予測をしております。7ページを御覧ください。少し読み上げさせていただきます。アセットマネジメントによって得られた更新需要を基に、水道施設の更新サイクルを維持するためには、今後12年間で105億円もの巨額な資金が必要となります。水道事業は、料金収入を主な収入源として独立採算が義務づけられており、これら施設投資の財源確保のためには水道料金改定が必要となります。今後も安心して本市に住み続けていただけるよう、水道システムの維持を第一命題として、今回、使用者の皆様にご協力をお願いするものです。今回の料金改定では、「子や孫と共に支える、水道システム」を目標に制度設計を行います。過去の生活用水低廉化策によって、本市の現行の家庭用水道料金では、主には13ミリメートル、20ミリメートル口径ですが、原価の回収がなされておられません。これは、家庭以外の大口多量使用者にその負担、不足分を頼っているという状況にあります。真ん中の表のとおり、全使用者に占める、主に家庭用とされる口径13ミリメートル、20ミリメートルの割合は97.2%です。契約者数の割合です。残りの2.5%が営業、事業用とされる大口多量使用者です。仮に75ミリメートルを引っ張っている一つの工場が、水道の利用を辞めた場合、水道から地下水に切り替えた場合、配水利用を始めた場合というのが想定されますが、一つの工場が利用を辞めた場合には、一般家庭数百件分の料金収入を一気に失うこととなります。水道は維持管理の時代に移り、使用者に対して、施設更新、耐震化経費の更なる負担を求めるときには、使用者間の負担の公平性を取るとともに、世代間の負担の公平性にも着目し、可能な限り将来にツケを残さない料金体系を提案します。料金改定方針は記載のとおりです。(1)料金改定方針と書いてあります。特に8ページですが、③基本料金・従量料金の原価の適正配賦を行う。④基本料金の口径別配賦のバランスを是正する。この③④は、今回改定の原因である施設更新財源の確保については、原則基本料金で負担すべきものという考えからです。そして、口径間の負担の不公平は解消する方向で制度設計をしておりますが、⑦小口径、13ミリメートル及び20ミリメートルについては、生活用水とみなされる使用

者群、具体的には1か月で45立方メートル、2か月で言いますと90立方メートル、これ以下の御利用については、改定差額を上限で1か月税抜1,000円以内に収めるよう、市民生活への一定の配慮も行っています。⑥基本水量については、節水機器の普及や単身世帯の増加による使用実態の変化から月7立方メートルから4立方メートルに縮小いたします。改定の概要は、(2)に記載のとおりです。②改定率、平均119.4%は市民生活への影響が大きいことから、市長の判断により激変緩和として当初4年間は改定率を抑制し、不足する財源は市長部局からの財政支援を受けることになりました。激変緩和措置は、令和6年度から令和9年度で、平均改定率を112.9%に抑えます。令和10年度からは本則の119.4%となります。③実施時期ですが、継続使用者については、実質7月の請求分からの値上げとなります。ただし、4月1日以降に新規契約された方は、4月1日から新料金となります。令和10年4月の経過措置から本則改定への切替えも同様です。継続使用については、7月から新料金という形になります。④料金体系では13ミリメートル及び20ミリメートルの基本料金に4立方メートルの基本水量を付加します。⑤その他として、洗湯用、一般公衆浴場、いわゆる銭湯、そちら向けの料金体系ですが、永く該当する施設が市内にないため廃止いたします。加えて短期使用、15日以下の短期使用に係る半月割計算は、昨今の開閉栓、検針、収納コストの上昇によって実質採算割れになることから、これを廃止します。全て1か月単位の料金とします。9ページを御覧ください。1か月の消費税抜きの新旧対照表です。上段が改定水道料金となっております。このうち括弧書きが付いているところは、当初4年間の激変緩和措置の料金を示しております。なお口径25ミリメートル、40ミリメートルは、括弧書きがございません。基本料金については、激変緩和措置の対象外としております。これは、一部の使用水量においては、値下げになる可能性が出てきましたもので、それを回避するために、基本料金部分は激変緩和の対象とはしておりませんが、従量料金については共通ですので、激変緩和の対象となります。個別の料金設定については、全国の水道事業体で広く採用されている、

日本水道協会、水道料金算定要領に沿って、総括原価方式で制度設計しています。その説明資料が10ページでございます。総括原価の分解基準と配賦、原価の振り分けの基準を示しております。11ページでは、令和6年から令和12年度分の8年間分の総括原価を算出しております。そして、その原価をどうやって分解していくかを解説した資料となります。12ページでは、総括原価をそれぞれの口径に料金原価として振り分けた表です。右手の表の中段に基本料金合計欄がございます。口径13ミリメートルで2,760.27と書いてあるところです。13ミリメートルを例にとりますと、2,760.27円の基本料金の原価がかかるところを、結果、基本料金の設定としましては、2,580円、口径20ミリメートルは3,560円と若干減額補正をしております。同様に従量料金についても、配賦された原価は1立方メートル当たり167.85円ですが、逡増段階制をとることに加え、13ミリメートル、20ミリメートルの家庭用口径の第一段階の単価を130円とすることで、一般的な家庭用使用では2か月税抜で2,000円以内に収まるよう減額補正をしております。13ページ以降は、資料編として添付しておりますので説明は省略いたしますが、19ページを少し解説いたします。3資料、(5)財政計画と書いてある資料です。今回改正案によって得られる水道料金を基に財政計画、前回の案から作り直しております。今回の料金算定期間は令和6年から13年度の8年間ですが、財政計画は12年間、令和17年度までを財政計画としております。その後につきましては、飛び飛びで記載をしております。財政状況の見通しとして、この先40年後まで、1枚にまとめております。財政委計画につきましては、12年間と御理解いただけたらと思います。まず、今回の改定によって、当初8年間の財政収支が整っていることを御確認ください。目安は、一番下の企業債残高とその上の内部留保資金の欄となります。太字で表記しております。当初8年間につきましては、令和6年度から御覧いただけたらと思うんですが、内部留保を積極的に放出し、企業債の借入れを抑えます。最終令和13年度末の内部留保がほぼゼロ、21万7,000円のマイナスとなっております。その後は、令和17

年度まで収支を整える必要があることから、令和14年度の料金の欄に値上げ10.6%を想定しております。これは、今回の議案外でございます。同様に、その後の企業債償還予定を見ながら残りの資金収支を整える必要から、令和18年度の欄には再度の値上げを設定しております。こちらの説明は以上です。最後に、料金改定に当たっては、いろいろなシミュレーションを行って比較検討を重ねております。比較検討資料1ページにその結果をまとめております。試算1から試算4まで検討いたしました。試算1は、理想的な改定率を机上で単にはじいたものでございます。上の一覧表になっているところを見ていただいたら、改定が40年間のうち1回変更ということで、32.5%の改訂を1回で行うというプランでございます。理想値であるため当然効率性は高いものですが、32.5%の値上げは負担感が強く、平成2年度、前回現行料金の設定時の平均的な所得から今現在の所得の所得上昇幅をも上回る値上げ率となっておりますので、とても受け入れてもらえないと判断しています。試算3は比較検討案で4年毎に7.5%の値上げを5回行うものです。累計値上げ率は43.9%となります。試算4は比較検討案で4年毎に5.6%を10回行うものです。累計値上げ率は72%となります。ここでいう累計値上げ率というのは、現行料金に比べてということでございます。5.6%というのは、対前年度、前年までの料金と比較してということなので、現行料金と比較した場合には、1回目が5.6%ですが、次は5.9%、6.2%、6.6%という形になります。試算3及び4は、建設投資に比して計画前半で財源調達ができないため、不足分を企業債で補うこととなります。結果分析にもあるとおり大幅な利息負担増が発生します。年利1.2%で試算しているため、金利が上がればさらに負担は増えていきます。これらの利息負担は、今の小中学生くらいの次世代にとっては余分な負担と捉えられると思います。可能な限り避けなければなりません。将来、自分の子や孫が市内に家を構えて新たな家族とともに住み続けていく、または、それを期待するのであれば、本来、段階的な改定では誰も得をしないこととなります。人口減少が進む中では、同じ20%の値上げでも時期によって、その効果、収益につ

きましては異なってきます。令和6年度の20%は2.53億円ですが、令和25年度に20%の値上げをしても、2.23億円、その差は約3,000万円ということになります。これらの試算1から4を実現性と効率性の観点から比較検討した結果、試算2の今回改定のプランが最適であろうという結論に至りました。2ページ以降は、それぞれのシミュレーションが資料として添付されております。お読み取りいただけたらと思います。以上で説明を終わります。説明を省略した部分については、質問にその都度お答えしたいと思います。水道は、普段その恩恵を感じにくい「あって当たり前」のサービスで、既存施設の更新という地味な事業に新たな負担を求めることが難しいことは十分理解しています。ただ、非常時には市民の生命、財産を守る文字どおりのライフラインです。よって、耐震化と老朽施設の更新サイクルの確立は事業者の使命と考えています。置かれた状況、厳しい環境を御賢察いただき、わがまちの水道事業の将来像も含めて、御審査いただければと思います。よろしくお願いたします。

藤岡修美委員長 それでは、換気のため5分休憩します。45分再開ということをお願いします。

午後3時38分 休憩

午後3時45分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。執行部から詳細に議案説明がありました。ここで委員の質疑を求めます。

中島好人委員 先ほど説明の際に説明してない点については、また、質問に応じますということでしたけども、やはり県下の状況とか、22ページですか、この資料にありますけども、その辺の状況をもうちょっと詳しく

説明していただきたいのと、もしここになくても類似団体の中で、その辺のところがあれば、併せて御説明いただければと思います。

岡水道局総務課長 それでは、資料説明では触れておりませんでしたので、資料の22ページ、23ページになります。資料といたしましては、13ミリメートルから、全ての口径につきまして、県内15事業体と比較しております。上水道の事業体15と比較しております。13ミリメートル、左手一番上になりますけれども、見ていただけたらと思いますが、22ページの本則の119.4%の比較でございます。13ミリメートルのうち、一番右手が本市の旧と書いておりますが、現行料金のことでございます。一つ左に移りまして、「本市新」とありますのが、119.4%改定をしたものになります。ほかは、他市の料金表を基にグラフを作成しております。水量、青い部分が20立方メートルを使用した場合の料金比較、赤につきましては、40立方メートル使用した場合、しま模様につきましては、60立方メートル使用した場合になります。それぞれの口径です。水量の凡例のところ、口径によって、想定される水量が違いますので、13ミリメートルと20ミリメートルにつきましては、20、40、60という比較にしております。25ミリメートル以上につきましては、この比較する水量を変えております。口径によって、メインでお使いになる水量が違いますので、そういった形で比較水量を変えております。23ページにつきましては、経過措置期間中の112.9%の場合で、本市のところで料金計算をしたものを他事業体と比較しております。お尋ねの他市と比較してどうかということですが、たしかに先ほど、上水道の決算のときでもお知らせいたしましたけれども、本市の管路の経年化率は県下ワースト3でございます。そういった形で、今後、投資をしていくためには財源が必要となりますので、改定した場合には、一般家庭でよく比較されます2か月で40立方メートルほど使用した場合ということで御紹介させていただきます。本則の119.4%改定した場合、現行料金は県内で6番目でございます。改定後は4番目になります。ただし、県下の水道料金は、全国の平均と比べて山

口県全体が低い状況です。料金改定の実施が必要ない事業者も中にはありますが、必要なのに言ってみれば、様子見をされている事業者もあろうかと思います。ですので、15事業者のうち、九つの事業者は、過去12年間料金改定をしておりません。そのうちで本市が一番古い料金体系で、33年間改定をしてないということでございます。他の地域、四国につきましては、香川県以外は山口県と同じような状況であります。九州や広島より東のほうの事業者につきましては、それぞれ料金改定されて、もう施設更新、施設の再構築に入っていると思います。

伊藤水道局副局長 先ほど、中島委員から類似団体のことを言われましたので、その決定につきましては、私から御説明させていただきます。山陽小野田市の場合、基準といたしまして、類似団体としましては、人口が5万人から10万人、そして、ダム受水、そして、有収水量密度が基準未満というところに属する団体になります。この団体でいきますと、全国に39団体あります。その中で現状でいきますと、高いほうから34番目、要するに非常に安い部類ということになっております。先ほど岡課長からも説明がありましたとおり、山口県の中では高いとなっておりますが、全国的に見ると決して現状高くないという状況でございます。そして、料金改定をした場合には、大体中庸のところになります。これは、19.4%の場合でも、12.5%の場合でも同じように、大体、中庸のところ、19番、20番のところになっております。

恒松恵子委員 激変緩和措置で市からの財政支援は、企業債を活用するという
ことで間違いないですか。

古川副市長 激変緩和措置3分の1程度を一般会計から水道会計に繰り出す
ということございまして、これは企業債ではなくて、一般財源として水
道会計に繰り出す予定といたしております。

恒松恵子委員 将来的には返済は考えていない。それとも収益が出たら返済さ

れるのか、教えてください。

古川副市長 企業債は、水道局が借りられます。一般会計の繰り出しとは一切関係ございませんので、水道会計のほうから還元ということは考えておりません。

矢田松夫委員 今の激変緩和措置の関係ですが、今回は水道料金の改定で、そのあとに激変緩和措置というのが出ており、パーセンテージも出ています。さらにその金額も出ておりますが、この条例に基づく根拠というのはどこに書いてあるんですかね。

古川副市長 基本的には附則 4 号で激変緩和措置ということのをうたい込んで、率は、一般会計と水道会計の協議の中で決めることになると思います。

矢田松夫委員 それは条例の中のどこに書いてあるんですかね。

古川副市長 条例の中には数字ではうたっておりません。

矢田松夫委員 数字ではなくて条例で、例えば、激変緩和措置をすることができるとか、それはどこの条例に基づいて附則ができているのかと聞いています。

古川副市長 条例は、今回の改正条例の附則 4 号に激変緩和措置ということで規定いたしております。これが根拠になります。

中村博行委員 県下の料金の比較表ですけども、下松市と宇部市が目に見えて安いというところで、その辺の理由を教えてくださいと思います。

伊藤水道局副局長 まず、下松市につきましては、基本的に企業に対して、ある程度負担をかけているという形を取っていらっしゃると思います。他

の自治体の事業ですので、あまり内々のなところまでお話するのは難しいですが、多量に使うところについての負担が大きいということであると思います。それから、宇部市は、うちとの比較ということになると思いますが、現行でいきますと、うちは小口径につきましては、要するに13ミリメートル、20ミリメートルにつきましては、単一料金制度、要するに従量料金につきましては、全部120円というような形を今は取っております。ただ、宇部市につきましては、それが多段階で、従量料金について、だんだん上がってくるという方式を取っております。最初のうちは、宇部市のほうが若干安いという形なんですけど、多量に使うような形になれば、今度は宇部市のほうが高くなっていくというような形で推移していくと御理解いただければと思います。

矢田水道局総務課主幹 下松市ですが、先ほど副局長が申しましたとおり、大口使用者ということがありましたが、大口使用者の水を使う水量の割合が全体の50%近く、大口使用者が占めております。対しまして、山陽小野田市につきましては、75ミリメートル口径以上の使用者の水量割合が15%ということで、まずその辺りの市全体の有収水量の違いがあります。2点目につきましては、浄水場の位置もございまして、下松市につきましては、浄水場が高台にあり、そこから配水しているということもありまして、動力費、電気代が非常に効率がいいということもあります。その辺りが本市との違いでございまして、宇部市につきましては、基本水量制がありますが、本市も今回14立方メートルから8立方メートルに下げる提案をさせていただいておりますが、宇部市は、2か月20立方メートルまでが基本水量でございまして、この水色の部分というのが格段に安くなっているということもございまして。

中村博行委員 委員みんな、ある程度、苦慮している部分があるかと思っております。私もこの直近に至って、市民数名から、いろいろな電話等がかかってきて意見を伺っております。そういった中で、まだまだ不十分じゃないかという指摘を受けています。その中には、やむを得ないものもあっ

たと思っております。そして、今日も従来から引き続いて、本当に細かい、もう十分過ぎるほどの資料も頂いております。そういった関係で、この資料についても、もっと個々にしっかりと吟味する必要があるかと思っております。ですので、委員会としては、まだまだ議案等々が控えておりますので、この議案については、別件でしっかりと慎重審査をすべきだと思っております。この議案についてはですね、後日、この会期内にしっかりと結論を出せるような形でやれたらと、私個人は思っております。

藤岡修美委員長　ただいま中村博行委員から、資料がたくさんありますので、もう一度しっかり目を通していただく中で、慎重審査したらどうかという意見でしたが、いかがでしょうか。

中島好人委員　資料を見たばかりですので、私も中村委員の意見に賛成です。それでもう一つ説明していただきたいことがあるんですけども、実は前回、なぜ市民に説明しないのかという私の質問に対しての答弁は、市民が関心あるのは今の水道料金から、額としてどれだけ上がるのかというのが一番強い関心だと。その辺については、随所、説明していきたいという回答をされたと思うんですけども、その辺のところの資料というか、額としての資料。議案第63号として、13ミリメートル、1,490円とあるんですけども、額の部分を説明してもらうのは難しいですか。

川地水道事業管理者　私どもは地方公営企業ですので、皆様方の料金収入で成り立っております。この料金収入の使い方、それから経営状況については、当然のことながら、使用者である市民の皆様方に情報提供していくというのは当然のことですし、水道法上もそのような規定がございます。したがって、市広報等々を通じて、毎年、経営状況について説明してきましたし、それに加えて、アセットマネジメントの状況結果ですとか、今後の課題ですとかいうのも、今年度の広報については、かなりのページを割いて啓発をしてきたつもりでございます。さらに財政計画を

お示しして、本委員会でも御説明させていただきましたけども、これにつきましても、やはり市民の方々に見ていただきたい、ただ、広報紙では財政計画を全て御説明できませんので、この9月1日号で財政計画案を策定したので、詳細はホームページで見ていただきたい旨の広報をしております。また、そのホームページを見ていただくと、基本的な標準家庭で、財政計画上は、今後1か月で800円程度上がりますよという想定問答を付けて啓発させていただいたところがございます。中島委員の言われる、それぞれの単価については、議案になりますので、まずもって議員の皆様方に御理解をいただかなければならないということで、当然、議決されなければ、これを具体的に市民の方々に事前に説明するという事は難しいと判断いたしております。

恒松恵子委員 本日頂いた大変丁寧な口径別の資料で、あまり情報をお持ちでなかった大口利用と思われる法人ですとか、工場とか飲食店などの改定額もあらかた明らかになると思うので、私も中村委員と一緒に、継続審議でお願いしたいと思います。（発言する者あり）失礼しました。後日の審査とさせていただきたいと思います。

藤岡修美委員長 資料をもう一度見直しての後日審査という意見が多いようですが、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）日程につきましては、会期中に調整させていただくということで、本日の審査を終わりたいと思います。職員入替えのため10分休憩で、15分再開いたします。

午後4時5分 休憩

午後4時15分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開いたします。議案第60号山陽小野田

市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

中村土木課長 議案第60号と議案第61号の条例改正は関連しておりますので、続けて説明させていただきます。それでは、議案第60号山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。これは、山口県道路占用料徴収条例の改正に伴い、市道における道路占用料の額を山口県の道路占用料徴収条例に準じたものにするために、所要の改正を行うものです。改正する金額については、新旧対照表を付けておりますので、御覧いただけたらと思います。道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができるので道路法により定められています。国は国道において、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の動向等を踏まえ、道路法施行令別表に定める占用料の額の見直しを行いました。これにあわせて、県は県道について、山口県道路占用料徴収条例の改正を行い、占用料の額の見直しを行いました。本市においても、道路占用料徴収条例の改正を行い、市道における占用料を国道及び県道に準じた額に見直します。施行期日は、令和6年4月1日からとしております。続きまして、議案第61号山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。この条例の改正については、先ほど説明いたしました議案第60号山陽小野田市道路占用料徴収条例の改正と同じ理由により、併せて改正するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく願います。

藤岡修美委員長 執行部からの説明が終わりました。議案第60号、議案第61号とどちらも占用関係の条例の改正ですけども、まずは、議案第60号から質疑を受けたいと思います。

森山喜久委員 議案第60号は市道の占用ですけど、県道、国道のほうも同じような形で改定されるということではよろしいでしょうか。

中村土木課長 先ほども説明させていただいたんですが、国道も県道も、令和5年4月1日施行ということで料金改定されまして、それに伴いまして、山陽小野田市も合わせる形で占用料の改正をするということになっております。

恒松恵子委員 まだ計算されてないかもしれませんが、これによって概算の収入増はどれぐらいになるのでしょうか。

中村土木課長 年間で道路の占用料徴収条例の改正に伴う増額が、大体250万円ぐらいを見込んでおります。ちなみに法定外の公共物の管理条例の改正も、先ほど説明させていただいたんですが、こちらのほうは10万円ぐらい増額になるかと考えております。

恒松恵子委員 収入が増えたものの使用については、市が自由に使っていいのか。何かの目的で使用しなければいけないという収入に当たるのでしょうか。

中村土木課長 これが特定財源ということで、道路橋りょう維持費に計上されることになっておりますので、そういった形で、道路に関わる修繕等に使っていきたいと考えております。

中島好人委員 お尋ねしたいんですけども、これの値上げと自治会における費用負担が上がっていくとか、そういう関係はあるのでしょうか。

中村土木課長 細部まで確認しておりませんので、ゼロとははっきり申し上げられないんですが、あまりそういう事案が思い浮かばないので、ほぼ影響ないのではないかなと考えております。

中島好人委員 もうちょっと詳しく言うと、要するに、電柱を新しく建てる

きに自治会も負担があったり、電気料も業者に支払ったりというかね。そういう元が上がると利用者のほうに跳ね返ってくるという懸念があるものですから、質問したんですけども、安心していいわけですね。

日高土木課用地係長 まず、道路占用条例の占用料というのが、占用料1本幾らとか、別表のとおりになっておりまして、自治会が付けられるような街灯とかそういったものはほとんどが減免になります。一般の方よりも企業のほうの占用料のほうが上がってきますので、企業の対象のものがほとんど占用料になっておりまして、自治会のほうに占用料を頂くことは、今のところ思い当たるものはありません。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それではこれより、議案第60号山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第61号山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について、委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 これは、1年に一遍調査点検するようになっていきますよね。占用面積が1平方メートルと書いてあるんだけど、高さというのがあるんですかね。私も相談を受けたことがあるけど、高さが高いから、余計に金を取られたとか。今まではそうでなかったから、市の職員が調査したんでしょうね。どうですか。それからもう一つ、何で今の時期なんですか。山口県が変えたから、市も並行して変えるんだという理屈は分かるんだけど、別に今しなくても4月1日でもいい。その2点です。

中村土木課長 高さで占用料が変わってくるということはないのではないかな
とっております。それで占用料の改定の時期ですが、県が改定しまし
て、それに合わせて、うちの市がどういう金額の改定になるかというの
が分かりましての改定ということで、今の時期に条例を変更させていた
だいて、来年の4月1日施行ということで改正させていただけたらと考
えております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を
終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと
認めます。これより、議案第61号山陽小野田市法定外公共物管理条例
の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の
委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。
引き続き、議案第62号山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条
例の制定について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第62号山陽小野田市都市公園条例の一
部を改正する条例の制定について説明いたします。このたびの改正は、
先ほど土木課が説明いたしました山陽小野田市道路占用料徴収条例の一
部改正に伴いまして、都市公園の占用物件に関する使用料を一部改正す
るものです。別途お配りしております参考資料を御覧ください。この資
料は、このたびの条例改正に伴い、使用料が変更となる占用物件の一覧
ですが、使用料の額につきましては道路占用徴収条例と同額としており
ます。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 実際こういうところが市内にあるんですか。あまり見たこと
ないんだけど、都市公園の中で。

松崎都市計画課管理緑地係主任 占用物件の実例といたしましては、令和4年
度の実績で言いますと、申請許可の件数が31件となっております、
主には電力供給または通信のための電柱、電話柱、約150本、あとは
臨時的な工事のための仮設現場事務所でしたり、資材置場でしたり、ま
れに水道管、その他の物件となっております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で
質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論
なしと認めます。これより議案第62号山陽小野田市都市公園条例の一
部を改正する条例の制定について、本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定いたしました。
以上で産業建設常任委員会を終了いたします。

午後4時28分 散会

令和5年（2023年）9月7日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美